

議 事 録

平成28年第2回定例会

[一般質問]

平成28年6月13日（月）

開 議	
議 長	皆さんおはようございます。 本日の出席議員は１６人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 （１０：００）
日程第１	
議 長	日程第１ 一般質問を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 ７番 石丸時次郎議員
石丸議員	おはようございます。 通告に従い、順次質問をします。 今回は、嘱託職員の任用期間についてと業務の民間委託についての、大きく２点について質問をします。 まず、１点目は、嘱託職員の任用期間についてです。 本町では、嘱託職員の任用期間は最長５年となっておりますが、この期限設定には人材確保、費用対効果、住民サービスの点から多くの問題があるようです。 この件につきましては、平成２５年１２月議会でも質問をしましたが、その後多くの議員からも質問がなされたことは周知のとおりであります。 そこで今回は、これまでの答弁を踏まえた質問となりますので、質問の内容が重複するところもありますが、誠意ある回答をお願いします。 まず、本町の嘱託職員の任用期間を最長５年とした根拠を再度お聞きします。
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。 本町の嘱託職員の任用の更新を５年とした根拠について、ということでございます。 総務省の通知、これは平成２１年と２６年７月の通知がありますけれども、「臨時、非常勤職員及び任期付き短時間勤務職員の任用等について」という通知が来ております。 それにおいて、臨時的任用職員の任期については、地公法第２２条において、最長１年以内と規定されている。一方特別職非常勤職員及び一般非常勤職員については、法律上任期に関する明文の規定はないが、期間を限って任用する非常勤職員の任期については、その職の性格が、１つ目として、臨時的任用が最長１年以内であり、臨時の職は概ね１年以内の存続期間を有するものとされていること、２つ目に、臨時、非常勤の職が臨時的、補助的業務に従事するという性格であること、３つ目に、職の臨時性、補助性に伴い、基本的に毎年度の予算で職の設置について査定され、定員管理上も条例で定める定数外であること、といったことに鑑みれば、原則１年以内であると考えられる。 なお、この場合であっても平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て再度任用されることはあり得るものである、というふうに記載されております。 また、任期終了後の再度の任用の可能性について明示する場合であっても、手続きなく更新がなされたり、長期にわたって継続して勤務できるといった誤解を招かないよう採用の段階で明確に示すべき、と通知されていること。それから、平成２５年４月から改正労働契約法が施行され、有期契約を繰り返し更新されて、５年を超えた場合は無期契約に転換する規定が盛り込まれたので、公務員には適用されませんが、一定の目安的な基準として現在運用しておるところでございます。以上です。

議 長	石丸議員
石丸議員	課長のほうから、総務省通知の紹介がされたわけですが、同通知ではですね、さらに再度の任用について、基本的な考え方も示しているわけです。 それによりますと、臨時、非常勤職員が就くこととされる職については、本来原則1年ごとに、その職の必要性が吟味される、新たに設置された職と位置付けられるべきものである。 したがって、臨時、非常勤の職に就いたものが、任期の終了後再度同一の職務内容の職に任用されること自体は排除されるものではないと。が、同じ職の任期が延長された、あるいは同一の職に再度任用されたという意味ではなく、あくまで新たな職に改めて任用されたものと整理されるものであり、当該職員に対してもその旨の説明がなされるべきであるとの考え方が示されています。 これまでの最長5年とした根拠の労働契約法、それから総務省が今回出されました通知の内容について、先ほど課長のほうから少し述べられましたが、再度そのことについての見解をお聞きしたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 総務省の通知、これは26年7月の通知ですけれども、その内容につきましては、先ほど議員がご指摘のとおりでございます。 通知の中でも勤務形態については、任期の定めのない常勤職員、それから任期付き職員、それと臨時、非常勤職員のいずれかに該当するか検討し、いずれの任用根拠に位置付けるか明確にしておくべき、非常勤職員については、任期を限った任用を繰り返すことで、事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させることは避けるべき、また、任期は原則1年、客観的な能力の実証を経て、再度任用されることはあり得るが、長期にわたって継続して勤務できるといった誤解を招かないよう明確な説明が必要である、というふうに通知をされております。 そのため毎年非常勤職員の任用予定者を実施しております事前説明会におきまして、任用期間は1年以内であり、必要がある場合は最高5年まで更新することもあるけれども、最高5年を保証するものでもない旨の説明を行うなど、誤解を招かないように努めているところでございます。 先ほど申しましたように、労働契約法は、公務員については適用されないことは、以前にも申し上げましたが、総務省通知の内容を踏まえまして、一定の任用期限を設ける必要があることから、この改正労働契約法で5年という基準が定められましたので、これを1つの参考基準として、現在運用させていただいております。
議 長	石丸議員
石丸議員	また、同通知では、再任用の位置付けについて、次のようにその考え方を明確にしています。 そこで言われていることは、第一義的にその業務が次年度も必要かどうか、つまりその事業を更新するかどうかであって、非常勤職員の任用を更新するかどうかではない。 したがって、業務の更新が決定されれば、当然そこでは職員が必要になるわけですから、任期終了後改めて適切な募集を行い、競争試験または選考による能力の実証を経たうえで、結果として再度同一の職に任用されることはあり得ることであるとしています。 さらに通知では、非常勤職員の任期についてもその職の性格に鑑みて、原則1年以内であると考えたとしながらも、成績主義や平等主義の原則の下、客観的な能力の実

	証を経て、再度任用されることはあり得るものであると明言しています。 要するに、非常勤職員の再度任用については容認していると。もっと言えば、国が非常勤職員の再度任用を公式に認めたと、私は理解してもいいのではないかと思います。 そもそも非常勤職員の任期は、1年以内と定められています。ということは、本来非常勤職員は、文字通り臨時的業務に限って任用されるべきものであると考えます。 したがって、5年、10年と継続される業務に非常勤職員を充てること自体が問題であると思います。 労働契約法はそのところを改正することで、安心して働き続けることができる、そういうルールが整備されたものと、私はそのように考えているところであります。 そういうことを申し述べまして、次の質問に入ります。 これまで嘱託職員の任用期間を最長5年とした理由の1つに、職員は4年から5年で異動していると。嘱託職員が一定の部署に長くいることは、組織の全体からして好ましくないとの説明でしたが、具体的にどのような支障があるのかをお聞きしたいと思います。
議長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 なぜ職員は4、5年程度で異動しているかということですが、理由としてですね、大きく2つあると思います。 まずは組織の活性化と、もう1つは人材育成ということがあげられると思います。行政ニーズはますます高度化、多様化しております。本町のような比較的小さな規模の自治体であっても大都市と同種の行政サービスを提供する責務を担っております。職員一人ひとりの担うべき業務内容は多岐にわたることになります。職員一人ひとりが仕事のプロとして積極的に幅広い業務に取り組むことで、より良い行政サービスの提供を実現していかなければなりません。 また、行政改革の推進、厳しい財政状況を勘案すれば、限られた人材の中で職員一人ひとりが有する能力を引き出し、その能力が最大限に発揮できるような人事運営に努めなければなりません。 人材育成の観点から申し上げますが、育成的な人事配置の実施が必要となります。特に若年層は、採用後の一定期間に多くの職場、職務を計画的に経験させることにより、自己の適性を発見するとともに不足する能力を発見し、早期にその不足する能力の開発をはかることで、より広い視野の養成とバランスのとれた能力開発を目指しております。 このようなことから非常勤職員の方が、例えば10年同じ職場、同じ業務に就くと仮定した場合、職員がそのような非常勤職員を頼りにするがあまり、能力開発や自己研鑽がはかりにくい環境となり得ることが考えられます。組織の活性化や人材育成の観点からもデメリットがあるということが、あげられるのではないかと思います。以上でございます。
議長	石丸議員
石丸議員	最初のほうの答弁では、私は、別に職員の4、5年異動ということじゃなくて、嘱託職員が一定の部署に長くいることはという質問をしたわけですが、少し長い説明で、それはそれでありがとうございました。 今、課長が、その嘱託職員が長くいることの弊害と言いますか、デメリットと言いますか、そういうものの中で組織の活性化や人材の育成の観点から問題があると、このように言われたわけですが、私は全く理解に苦しみます。 と言いますのも、そもそも嘱託職員は正規職員が馴染まない業務に従事しているわ

	けですね。つまり土台正規職員とは職務の内容が全く違うわけです。そうでしょう。正規の職員には馴染まない業務を嘱託職員がやっておるわけですから、そのような関係の中で先ほどの問題の原因がですね、嘱託職員のあるような外的認識というのは、これはいかがなものかと、そのように思います。そこら辺は少し考え直していただきたいというふうに思います。 ということを申し述べて、次の質問に入ります。 合併時の嘱託職員数は29名でした。本年4月1日現在の嘱託職員数は85名です。そのうち資格を有する専門職員は70%を占めています。この現状は、多様な住民ニーズの中でも専門性を必要とする業務が増加していることを意味していると思います。 ところで、専門性を必要とする職場では有資格を条件に採用が行われています。ということは、当該職場限りでの任用であると理解していますが、異動にあたって、一般事務職員と資格を有する専門職員を同一視することには無理があると思いますが、この点についての考えをお聞かせします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 異動にあたってですね、一般事務職員と資格を有する専門職員を同一視することは無理があるということです。 この点についてですけれども、資格を有する非常勤職員や専門的な知識、経験を有する非常勤職員については、公募しても一般事務の非常勤職員と比べまして集まりにくい状況にあることは事実であります。 その中でも資格、職種によりまして、かなりですね、苦勞しておるということでございます。課題もあるというふうに考えております。
議 長	石丸議員
石丸議員	ということは、これまで嘱託職員の任用期間、最長5年とする根拠の1つとしてきた、職員は4、5年で異動しなければならないという理由は、課長の答弁からも整合性がないということを申し述べて、次の質問事項へ移ります。 次は、専門職を必要とする職場では、5年の期限による弊害も多いと聞きます。総務課では実態を把握するため、全係、全課を回り、聞き取り調査をしながら把握をしているとのことですが、具体的に現場はどのような実態なのかお聞かせします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 毎年ですね、聞き取り調査を行っております。先ほど議員さんがおっしゃったとおり、全係、全課からの聞き取りを行っております。 その内容としてはですね、課の将来、課題については、組織体制、所掌事務と事務量、職員のメンタル面を含めた状況、非常勤職員の必要性等についてヒアリングを行っております。 非常勤職員の任用については、任用期限があることで、継続性、蓄積された経験やスキル、信頼関係が薄れるという問題、それから保健師や管理栄養士など募集をしても応募が少ない、応募がないということで、雇用に苦慮している。それから、専門的業務の嘱託職員の任期を見直してほしいというような声があるところでございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	ただ今、課長が現場の実態を話されましたが、私も実態を聞いてまいりました。 とりわけ専門職を必要とする現場では、日常的にそこにいなければ分からない実態も数多くあるようです。そのような現場での最大の課題は、課長も言われたとおり、

	非常勤専門職員の安定した確保に尽きると痛感してきたところです。 具体的には、ある部署では、過去15年間も職員採用が行われていない実態があります。さらに保健福祉分野では少子高齢化社会や健康増進等に対応するため、必要とする専門職種も多いことに加え、国や県などの示す基準や指針、マニュアル等では解決できない事案も多いようです。しかも案件が年度単位や一定の期間内で終結しないため、継続性が強く求められる分野であります。 これらに対処するには、資格だけでなく関係者との信頼関係を築くことや経験から得た知識等を持って、ケースバイケースの対応と同時にプライバシーの保護、さらには家庭や保護者、事業所等に対し適切な指導、助言のほか関係機関との調整など、多様な対応ができる人材の安定確保が一層重要度を増しています。が、本町では、最長5年の期限があるため、5年を待たず他への転勤や退職をされてしまい、貴重な人材を失うことに加え、予算が有効に使われていないという現状があります。 このような実態、現状は早急に解決すべきと考えますが、どのように対処されるのかをお聞きます。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 先ほどの質問への回答を含めまして、議員がおっしゃったように、人材確保の上で苦慮しており課題であるというふうに認識しております。 任期の定めのない常勤の専門職員を一定数任用すれば、問題は解決するのですが、先にも申し上げましたように、行政改革による人員配置の推進や厳しい財政事情等を総合的に勘案すると、なかなかそのようにできないのが現状でございます。 しかし、それでは問題解決になりません。併せて非常勤職員の任用は、新たな雇用を創出しており雇用の場を抑制しないように、任期付き職員制度の活用等も含め、今後研究、検討をさらに進めていきたいというふうに考えます。
議 長	石丸議員
石丸議員	さて、これらの実態は現場を知る者の将来を憂う、悲痛にも似た心の叫びであります。そのような現場の実態把握は耳だけで聞くのではなく、熱い心で受け止める姿勢が大切であると思っています。 幸いにも田頭町長は、大切なものは人であり教育であるという有意義な信念を持った方です。熱い心で受け止めたものを熱い言葉で伝えれば、必ず動くはずです。そう確信していることを申し述べ、次の質問事項へ移ります。 本町嘱託職員の5年を超えた更新には、1年間の休暇期間が設けられていますが、総務省通知では、再度の任用の場合であっても、新たな任期と前の任期の間に一定の期間を置くことを直接求める規定は、地方公務員法をはじめとした関係法令において存在しないと規定されています。 また、平等取扱いの原則や成績主義の観点からも問題があることは明らかなです。今後は適切な募集を行いその旨の周知を図るべきと考えますが、どのように対処されるのかお聞きます。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 議員ご指摘のとおり、地方公務員法等の関係法令には、そのようなですね、期間を空けることについては、そういう規定は存在しておりません。 総務省の通知では、同一の者が長期にわたって同一の職務内容の職とみなされる臨時、非常勤の職に繰り返し任用されることは、長期的、計画的な人材育成、人材配置への影響や臨時、非常勤職員としての身分及び処遇の固定化などの問題を生じさせる恐れがあることに留意が必要というふうにあります。

	このことから、一定の任用期間が必要なことから、労働契約法を参考に原則５年としてきました。 また、一定の任用期限を５年としたことで、５年の任用期間満了で退職された場合、再度非常勤職員に任用されるためには、改めて非常勤職員の募集、選考試験を受けることになります。そのため基本的には、年１回の非常勤職員の募集などで再度採用された場合は、１年間の空白期間が発生することになります。 しかし、非常勤職員の採用にあつては、任期ごとに客観的な能力実証に基づき、当該職に従事する十分な能力を持った者を任用することが求められていることや募集にあたって、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきであり、均等な機会の付与の考え方を踏まえた適切な募集を行うことが求められることから、この点を十分考慮しつつ、また、非常勤職員の任用は新たな雇用の場であることも踏まえて、再度検討をしていきたいと考えます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	私はですね、問題は、まあ法律に基づいてということであれば仕方ないともありますが、すべからずね、一律に、一律にというのはちょっと問題があると思いますよ。もうこの時代ですから、３０年、４０年前の話じゃないわけです。 以前は嘱託職員とか会社でもそうですけれども、全部正規の職員やったわけですよ。今日財源的な問題とかいろんな問題で嘱託職員、それこそ心痛みながらも嘱託職員を活用していくということになってはいますが、本来は町が必要とする仕事ですから、これは全部正規の職員でやるべきなんですよ、本来は。 しかし、なかなかそうはならんところもありますから、そこは私も理解できんところじゃないですが、何を置いても一律にやっていくということに問題があるんじゃないかなと。特に今言われているのは、専門職、資格を持った専門職の方も、現場の課長さんや係長さんたちの話を聞くと、なかなかそうはいかないんですよ。そこら辺については一律じゃなくて、もっとやっぱ考えてほしいと、そういう思いなんです。よろしくをお願いします。 それでは、１点目の最後の質問です。 この間嘱託職員の任用期間について議論を交わす中で、実は「這っても黒豆」という話を思い出しました。１分程度の短い話ですので、ぜひ聞いてほしいと思います。 小さな粒を２人が見つけました。１人は虫と言ひ、もう１人は黒豆と言ひました。しばらくすると小さな粒が動き出しました。それでも豆だと言ったほうは言い張りました。明白な事実を前にして、なお自分の主張を変えない。実は私も黒豆にならないよう注意しなければならないと思っているところです。 それでは、質問に入ります。 嘱託職員の任用期間については、これまで一般質問や予算委員会の中で議論を重ねてきましたが、議論がかみ合わない部分もありました。 しかし、ここに来てようやく私は事実が明らかになったと思います。 それは最長５年の規定が、人材確保、費用対効果、住民サービスなどで町に大きな損失を与えているということです。早急に見直しをはかるべきと考えますが、いかがでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 安易にですね、再任用の期間を延ばすということもですね、なかなか難しいんですけども、十分検討はしていかなければいけないと思っております。 任用期間を延ばすことによって、全国的に問題となっております官制ワーキングプ

	アを生む要因となっていることもですね、否めないというふうに思います。今後は任期付きの職員制度の活用とか、あるいは任期付き短時間勤務職員の任用についても考えていかなければいけないというふうに思います。 政府は、1億総活躍国民会議を開き、1億総活躍プランをまとめ、今後3年で労働者派遣法、パート労働法、労働契約法を改正し、雇用形態による賃金格差の解消を進めるというふうにしています。非常勤の公務労働者についても、何らかの影響等があるのではないかとこのように思います。 このような情報も含め総合的に何が最も適正なのか、検討を進めてまいりたいと思います。
議長	石丸議員
石丸議員	ちょっと今、課長の答弁の中で、任用期間を延ばすことはワーキングプアを生む要因となっている。 えっ、どうしてそうなるんですかね。任用期間とワーキングプアとの関連性は、私はないと思いますが、なぜそうなるんですかね。それぞれ個別の問題ですから、ワーキングプアの問題と任用期間の問題は。そこら辺はきちっと整理してもらわんといかんですよ。以上です。 ということを申し述べて、次の2点目の業務の民間委託について、質問をします。 さて、これまで言いつくされたことでありますが、地方の財政はひっ迫を極めていきます。本町においてもそれは例外ではなく、今こそ入りを量って出を制すを文字通り具現化するための具体的な道筋を待たないで示さなければなりません。 ところで近年、民間にできることは民間にという声が、特に行政の中から聞こえますが、これらは何も真新しいことでも何でもなく、以前から行われていたことです。本年度の予算書を見ていただければお分かりのとおり、16億7,000万円にも上る委託料が計上されています。そしてこれは、毎年ほぼ同程度の民間委託が行われているわけです。 さらに町は、今後も委託料を増やしていく方針です。もちろん民間委託を否定するものではありません。それが町にとって最善の方策であるのであれば、大いに推進すべきです。 しかし一方で見直しはできているのか、慣例になっているのではないかと、そういう疑問もあるわけです。 そこで、業務の民間委託について、経営的視点に立ったコストをはじめ、多角的な検証が行われているのか、という観点から質問をしていきます。 まず、業務の民間委託を検討するにあたり、どういう手順で行っているのか、また、どのようなことを基準にしているのかというところで、具体的な例として、平成25年度より篠隈保育所が民営化されていますので、問題点、成果等を含めた検討、経緯などをお聞かせください。 なお、この件につきましては、当時の担当課長にお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	お答えとしてですね、当時のこども課長にということでしたけれども、その前段として、私の分かる範囲で民営化のですね、されていった経緯等について説明して、もしどうしても必要であればですね、また前の課長にも答弁をしてもらうことになるのかなと思います。 篠隈保育所の民営化を例にとるとすれば、住民参加のもと筑前町第1次行政改革プラン、いわゆる集中改革プランを平成18年2月に作成をしております。 その中で町が提供しているサービスの一部について民間活用できないか検討、住民

	サービスの維持、向上を前提に民間委託の推進を図り、経費削減に努めることとしております。 地方自治法改正によりまして指定管理者制度が導入され、篠隈保育所の建て替えが計画されておりましたので、これにあわせて指定管理者制度が活用できないか、検討をすることになったという経緯でございます。 平成19年度から3年かけて財政効率や安全面、サービス面で、直営か民営化か比較検討を行い、その結果平成22年度から指定管理者制度を導入、その後の3年間の経過なり実績から判断して、平成25年度から完全に民営化されるに至ったというのが経過でございます。 その成果なり問題点については、担当課等より回答をいたします。
議 長	こども課長
こども課長	成果としましては、平成22年度から指定管理者制度を導入し、一定期間行政が関与し、保育サービスの維持や安全面の配慮、保護者や児童、地域との関係性などを保持するため、慎重に検討、課題解決を図りました。大きな混乱もなく民営化に移行できたことが1つの成果、また財政的な面では、公立保育所を1カ所に集約したことで、正職員以外の部分での全職員数の減となったこと、また、保育所運営費について、国の交付税措置から国県の負担金となりましたので、運営費から保育料を差し引いた額の4分の3の金額は必ず交付されるようになりまして、町負担は4分の1となったことがあげられると思います。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	すみません。先に聞いておけばよかったんですが、町負担が4分の1ということで、具体的に町の負担がどれくらい削減できたのかがお分かりでしたら、お願いしたいと思います。
議 長	額的にあれば。 福祉課長
福祉課長	ちょうど指定管理から民営化のとき、私の方がこども課の担当課長をしていましたので、記憶の範囲でお答えをさせていただきますが。 保育所につきましてはご承知のとおり、年度年度のですね、入所年齢の構成とか定員の関係で基準が一定ではございませんので、少しばらつきがあるかと思いますが、そこはご了承いただきたいと思います。 記憶の範囲ではございますけれども、57、65、78、100という数字を覚えております。57と申しますのはですね、平成24年6月の全協でお話した5,700万円節減できると、この金額はですね、平成23年指定管理を行っていたときの額と、そのときこれを完全に民営化したらどうなるかという差が5,700万でございました。 65というのが6,500万円でございます、平成25年度に民営化したときの実費と、前年平成24年、指定管理で運営をしていたときの差額が6,500万円ということでございます。 78と言いますのが7,800万円で、同じく25年度の民営化の実績と平成21年度、篠隈保育所がまだ公設公営であったとき、ただし定数が今より少ないときでございましたけれども、その差額が7,800万円。 100と申しますのが、民営化することによって土地を貸付することになりました。法人のほうに。それが大体年間ですね、100万円収入があると、そういうところで経費の節減が図られているというふうな説明なり資料を作ったという記憶がございます。以上です。
議 長	石丸議員

石丸議員	たくさん数字を言ってもらいましたので、大体どれが実際の削減になったのかというのはおおそ分かりましたので、その具体的な数字がどうのこうのということじゃありませんので、ありがとうございました。 ご承知のとおり、保育所は人間形成に必要な幼児教育という大切な教育の一環でありますので、基本的にはこうでやるべきと個人的には思っています。が、民営化後も保育の質は保たれ問題はないということです。 しかも年間、先ほど課長が言われましたように、うん千万円の経費削減ができたことは、今日言われているトップランナー方式の先取りとも言えるのではないかと、そのように思っているところです。 そのようなことを申し述べ、次の質問に入ります。 質問の前に確認の意味で町長にお聞きをします。 町長は常々、今からの行政は正規職員だけで運営するものではない、民間との協働によって行政運営はなされなければならないとの考えから、雇用について、雇用は別に行政だけが創出するのではなく、民間だって創出なんだという考えが示されました。 そこで確認したいのは、今町で行っている業務のうち一般事務職員に馴染まない業務は民間企業に移す、そのことで民間の雇用を創出するということでしょうか、確認をしたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 私が常々、民間の活力による雇用の確保ということを申し上げておりますけれども、私は2つの視点でいつも申し上げているつもりでございます。 1つは、町全体の、町経営としての雇用の確保、雇用の創出、これは官だけでやるべきものではない、ということが1点でございます。 それともう1点は、役場業務がすべて官だけでやれるのか、やれないのか。そして、やるべきではないところもあるのではなかろうか。そういった面はむしろ民がやることによって、より効果が出てくる、効率的であると。そういった視点をいつも基本に考えております。 少し具体的なものを紹介させていただきたいと思います。 私は、町づくりの要諦、雇用が確保できて教育が充実すること、これが町づくりの、私は全くの根幹だと考えております。その雇用について町全体の視点、それと行財政運営の視点で述べたいと思います。 町全体で雇用をやはり創出しなければなりません。その創出、促進する手法として、やはり町全体でインフラ整備をやっております。 事例といたしまして、例えば国道200号、主要地方道久留米・筑紫野線の道路改良や山麓線開通がございます。このことによりまして雇用の機会が多い福岡都市圏への通勤が容易になる、このことによって住民の方々にさらなる雇用の創出ができる。 さらに、道路アクセスや光ファイバーなどの通信施設を整備することによって、地域に産業が生まれ雇用が生まれる。 また、教育の充実や上下水道、多目的グラウンドなどの生活環境を整備することで、本町から出て行きました子弟がUターンする、あるいは転入者の増加により人口減少社会に対応できると考えます。 このようなことで、現実的に、現状的に、近年国道沿いを中心にですね、レストラン等の開設やホームセンター、スーパー、あるいは様々な事業所等が進出してきています。これも私は民間活力による雇用創出効果だと考えております。 さらに、町行政としても積極的に取り組んでおります企業誘致も、道路、上下水道整備と光ファイバーがなければ誘致できません。そういったものを、インフラ整備を

	成したがゆえに企業が進出してくれることになります。 さらに、教育環境は企業進出あるいはUターン、Iターンにとって極めて重要でございます。このような環境整備が整ったことにより、本町では本年にですね、南部にヤクルト工場の進出が決定に繋がったと、そういったことも言えるのではなからうかと思っております。 このような企業の進出は、さらなる雇用の創出と地域イメージアップに繋がり、さらに地域振興、雇用効果に弾みがつくと考えております。これは、私は、外発的な地域振興といつも考えておりますけれども、さらに内発的、自発的な地域振興といたしまして、例えばみなみの里、ファーマーズマーケットの開設によりまして、50人からの雇用が創出できた。さらに380人からの出荷者ができた。さらに380人は家族労働が大半でございますので、さらなる労働者の雇用が確保できたと考えてことができます。 また、自発的に取り組みました大刀洗平和記念館も、教育施設でもありますし観光施設もございます。そういったところに臨時職員対応ですけれども、雇用が創出できたということでございます。 これが私は、町全体としての雇用の創出のための行政がやるべき努力だろうと考えております。 それからもう1つの視点、やはり町づくりを進めていく上において、事務局となるべき役場職員のですね、管理、役場事務の管理も私どもの大切な仕事でございます。 役場事務の視点からですけれども、合併後社会情勢の変化により、役所の業務も複雑さらに多様化し、事務量が総合的に増量いたしました。特にこの10年、少子・高齢社会への対応の業務が倍増いたしました。今後も防災対策、高齢者対策、老朽化するインフラ施設、少子化対策、何よりも人口減少対策などを様々に、また今までにない政策業務が必要となってまいります。 そのためには、現在の業務も民間対応が効率、効果的な分野については移管すべきだと考えています。その移管した分の職員によって、新たな分野に取り組んでいかなければならないと、そのように考えます。そうしなければ財政的にも人的にも対応が困難になると考えております。 また併せまして町内には、100人以上を雇用する事業所は数社でございます。役場もそういった雇用の場とすれば、1つの100人以上を雇用する雇用の場でもございます。臨時職員として、嘱託職員として、必要な分野は財政問題も勘案をしながらも、積極的に基準に沿って採用し、町づくりの振興のために雇用の確保を図りたいと、そのように考えているところでございます。 ちょっと議員の質問からは外れたところもございますけれども、私の雇用に対する考え方を述べさせていただきました。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	すみません、非常に時間がおしております。追加の回答は簡潔にお願いします。 国が進めるトップランナー方式に沿って、本町でも窓口業務の民間委託が進められていますが、コストをはじめ多角的な検証は、具体的にどのように行われたのかをお聞きします。簡潔でいいです。
議 長	住民課長
住民課長	お答えします。 平成25年度に職員10名、嘱託3名、計13名。26年度から派遣職員を入れたということで、現在に至っております。 検証という形でご質問ですが、民間の派遣職員を入れた平成26年から3年を目処に検証して、29年度からどういう方向とするのかという形で検討をしていくと、平

	成29年度予算にどう反映をさせていくのかということになっております。 今年度中にきちんと検証を進めて、進めさせていただきたいと考えております。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	非常に時間がおしましたので、ここが一番大事なところですから、じっくり時間を空けてと思っと思ったんですが、すみません。 トップランナー方式は効率化に向けた取り組みで、他団体のモデルとなるようなものを基準財政需要額の算定に反映としています。つまるところ行政のスリム化を図り、経費の削減に努めなさいということではないかと、私は理解しています。 そこで、今進められています窓口業務の民間委託について見てみますと、まず経費については、これまでの1.5倍もの負担増となりますが、費用対効果からして町のメリットは、具体的にどんなことが考えられるのか、また、トップランナー方式で言うところの他団体のモデルとなり得るとお考えでしょうか、お聞きします。簡潔にお願いします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 昨年の6月に閣議決定された経済、財政運営と改革の基本方針2015において業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較、可能な形で開示するとされたことを踏まえまして、民間委託、指定管理者制度、業務の集約、クラウド化等の取り組みについて、各地方公共団体における取組状況であるとか方針を統一した様式で整理、公表するということが実施されようとしております。 その取り組みの状況について比較可能な形で公表をすると、それから、毎年度フォローアップして、その結果を広く国民に公表するというふうにされております。 窓口業務については、民間事業者に委託することが可能な範囲等について、国からの通知で示されているところでございます。 このようなことから全国的な取り組みとなることが予想されまして、今後は民間委託の推進は避けられない状況にあるというふうに考えております。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	私が、この質問の最初に篠隈保育所の民営化について聞いたのは、ここなんです。民間委託は、別に私は否定するわけでもないし反対するわけではありません。 問題は、そこにかかる経費がどうなのかというのを考えよるかということなんです。1.5倍も払って、ね、民営化せないかんのかということなんです。 だから、それだけのお金を払って、やる。町長も言われるようにですね、経費だけじゃない。もちろんそうですよ。 例えば運動公園、18億。19億かけて運動公園をつくりました。ね、経費を、それだけの経費をかけた。しかし、その見返りはちゃんとあるんですね、ちゃんとあるんですよ。だから私たちも賛成したわけです。 でも、この窓口業務を1.5倍もの経費をかけて民間委託すること自体に、何のメリットがあるのかというのを聞きよるわけです。 しかもトップランナー方式でやりよることですから、その中に他の団体のモデルとなり得るようにしなさいというふうに国は示しておるわけですよ。 だからこのやり方が他の団体のモデルになると考えていますか、ということも聞いてるわけですから、そこら辺を具体的に、それだけの経費をかけても、町民の皆さんにはこれだけのものが得られますということを、ちゃんと言ってください。お願いします。

議 長	総務課長
総務課長	今、1.5倍というお話がありましたけれども、これは平成27年度の嘱託職員と派遣職員の人件費、窓口業務にかかる人件費のことでございます。 （「議長、聞かれたことだけを言ってください。」の声あり）
議 長	総務課長、今度の当初予算で1.5倍になったじゃないですか、窓口の経費が。そのことを言っていると思いますけどね。
石丸議員	それだけの経費が増えましたけれども、町民の皆さんにはこういう利益なり、
議 長	ちょっと許可をしますので。 1.5倍になった理由をですね、そのことを聞いてあるわけですから、それを回答してください。
総務課長	1.5倍につきましては、これまで嘱託職員と派遣職員を採用しておりましたけれども、この人数が嘱託職員から派遣職員に切り替えたためにですね、派遣職員の単価のほうが約、1人当たり60万ぐらいですかね、高いということから、その人数を掛けた分がですね、予算が高くなっているということでございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	ちょっと私が聞きよることに全然答えてないですから、なぜ私がしつこくそういうふうに聞かと言え、私たちは町民の皆さんにちゃんと説明せないかんわけですよ。窓口業務を民間委託した、そのためには1.5倍の経費がかかったけれども、皆さん、こういうメリットがありますよというふうに説明せないかんわけですよ。ね、それを聞きよるんです。 もういいです。 最後の質問です。 町長は合併の目的として、専門性を高めること。その理由として、これから行政需要は新たなニーズが様々起こってくる。そのような分野に正規職員等を充当し、政策の研究をしていきたいとの考えでした。 もちろん政策の研究は職員の本分でありますから、当然やってしかるべきと思います。むしろ遅きに失した感はありませんが、一方これまでの業務の見直し、査定ができる専門職員を育てることも重要ではないかと考えますが、職員は4、5年で異動しなければならないということを考慮すれば、行政が専門職員を育てることは容易ではないのではないかと考えています。 そこで提案ですが、民間との協働という観点から、プロジェクトチーム設置の導入です。専門的な知識、経験を有する任期付き職員を一定期間雇用し、業務の見直し、具体的には、まず、民間委託料の査定を行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 絶えずですね、行財政改革をやっていくことは必要だと考えております。 したがって、そういった民間の視点、入れるかどうか、さらには行財政、国の指針に基づくものか、トップランナーというものをもっともっと分析するべきなのか。 幸いにしてですね、非常に先進的な春日、大野城もございます。近隣市町村等の実態も踏まえて研究していきたいと思っております。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	もう時間がありませんので。 町は、今後も民間委託等を増やしていくような方針ですが、まず、そこではしっかりとした検証軸を持ち、あらゆる角度からの検証が行わなければならないことは、先

	ほども申し述べたとおりです。 そして、そこでは最小の経費で最大の効果を上げるという、検証軸の柱がその根幹を成していなければならないと考えます。職員数を減らすことで人件費の削減をはかることはできますが、そのことで逆に、全体的には経費が増えたということはないでしょうか。 今考えなければならないことは、どの部署を民間委託しようかということと並行して、これまでの民間委託を見直す作業が必要ではないかと思っています。 今こそ大胆な発想の転換で入りを量って出を制すを具現化するときであることを申し述べ、私の一般質問を終わります。
議 長	これで石丸議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 11時10分から開始いたします。 (10:59)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (11:10)
議 長	11番 福本秀昭議員
福本議員	どうかよろしくお願いいたします。 通告に従いまして2点、ICTについて、並びに災害対策についてということで、順次質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。 ご案内のように熊本地震が2カ月を迎えたわけですが、まだ、未だに復興には手が届かないと申しますか、そういった住民の期待までに応えられないと、そういった厳しい状況の現段階だそうでございます。 そして49名のお亡くなりになられた方、1人が行方不明だったというような状況で、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げたいと思います。 では、ICTの問題で、携帯型端末機は、特に子どもたちを取り込む必須アイテムの1つにオンラインゲームやネットに熱中し過ぎて不規則な生活となり、急増するネット依存が、成長期である子どもたちの大きな社会問題となっているといわれています。 そこで本町での実態と対策はということでお尋ねいたすわけですが、小中学生のスマホの調査をまずされておるのか、また、ゲーム等の使用実態はということで、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	それでは、使用実態について申し上げます。 子どもたちを取り巻く環境におきましては、携帯型端末機器の急速な普及により、スマートフォン等を利用する子どもが増えております。 平成27年度全国学力学習状況調査における児童・生徒質問用紙の回答から、本町の小学6年生、中学3年生の実態は次のとおりとなっております。 まず、携帯電話やスマートフォンの所持率は、小学校6年生が56.8%、中学3年生が86.6%、さらに平日通話やメール、インターネットを2時間以上使用する小学生が9.6%、中学生が39.1%となっております。 また、ゲーム等の使用実態については、平日2時間以上ゲームをする小学6年生が26.8%、中学生が45.3%となっております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	確かに普及率、また子どもたちが利用しておるのは、非常にパーセントから

	比率が非常に高いわけでございます。 もちろん子どもたちがスマホに、やはり利用時間が長くなっていくと、やはりテストと言えば回答率がやはり低下するという事に結びつき、なおかつ中学校でも数学においては、やはり使用時間の長い子どもほど、やっぱり成績が影響しておると、そういった状況には間違いないわけでございます。 また、携帯、スマホが手元ないと不安な気持ちになり、また、ながら操作と申しますか、なんか自転車に乗ってでも操作をして、歩道とかいろんなことで接触事故を起こすと、そういったことも話題になっておるわけです。片時も手放すことができないといった状態や、さらに近視、眼鏡やコンタクトを利用していると、そういった状況の中で、学校での授業にどういった影響があるのか。この点お答えいただきたいと思えます。
議 長	教育課長
教育課長	授業への影響でございますけども。 スマートフォン、ゲーム機器等の使用実態は、予習復習と家庭学習の時間が十分に取れない、就寝時刻が遅く疲労が蓄積するため、生活の乱れに繋がり遅刻が増えたり、登校を渋りがちになったりする、登校しても授業に集中できないといった、授業を含め学業に大きな影響を与える状況が報告されています。 また、コミュニケーション機能としてのスマートフォンの使用については、子ども同士の人間関係にも大きな影響を与えております。 このことから町及び各学校におきましても危機感を強め、スマートフォンをはじめ同様のコミュニケーションツールの使用については、子どもたちに適切な利用方法を指導する必要があると強く感じております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	確かに熊本地震において、安否確認等については非常に役に立ったと。いわゆるソーシャルネットワーキングサービス、SNSですか、そういったことで非常に使い方によっては非常にありがたいという側面もあるわけですが、やはり子どもたちがゲーム等にあまり集中すると、これはもう弊害が明らかに起きておるというような実態でございます。 そこで、やはり家庭でも親子で、今どういった内容でスマホを利用しておるのか、その辺の実態をやはり家族で知るということも大事だろうと思えます。 そこで、ちょっと質問から少し外れますけれども、教育委員会としてはPTAなりそういう中で、教育委員会から何か特段に呼びかけと言いますか、家庭でやはり話し合いをしましょうとか、やはり学校の授業も大事であるし、そういった余暇の時間をうまく使うという子どもの工夫、そういったことも成長期には大事なことだろうというふうに思うわけです。 その点の何かアドバイス、助言、そういったものはあるのか、お答えいただきたいと思えます。
議 長	教育課長
教育課長	委員会として特段の発信はしておりませんけれども、各学校において保護者等を含めたスマートフォン等のあり方、使用のあり方の研修会等は、それぞれの学校で実施しておるところでございます。
議 長	福本議員
福本議員	今お答えいただいて、一応学校である程度、お任せではないんでしょうけれども、学校で検討しながら、今後のスマホの使用については。学校自体が判断されるということになるかと思えます。 しかしながら、いろいろネットで調べてもよく分かるんですけど、確かに教育上効

	果のある分と、どうしても今、課長からもお話があつておつたように、眠気と言いますか、授業中にちょっと眠気がしたりするとか、そういったことに悪影響が出ておるということでございます。 そこで、いわゆる依存症が強いと、何か忘れてたりすると、子どもたちが何かイラついたりですね、そういうこともあるというふうに指摘されておるわけです。 そういうことで、やはり子どもたちの今学力の問題等も厳しい環境の中で取り組まれておりますけれども、それなりに私は授業ときちんと並行して、強いやはり意思、決断で責任ある行動をとりければ、いくら小学生であれ中学生、そして家庭のアドバイス、そういったものを交えながらですね、うまくやはり活用していくということも考えておくべきではないかなというふうに思っております。 しかし、今後も目が離せない状況にあるのには間違いはないというふうに思いますので、今後さらなる教育委員会の立場とされての指導のほうをよろしく願いをいたします。 では、次の質問に移ります。 災害対策についてということで、熊本大震災が発生をしました。一連の広域地震は余震が長く続き、自然災害の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。町民の安全を考え、地震対策の再チェックが総合的に必要かと思います。 熊本地震で及んだときに本町でも対策が講じられたわけですが、そのときの行動について、機能したのかどうか、その点について担当課長の感想をお聞きしたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	まず、熊本地震につきましては、私も皆様と同様な気持ちでございます。できる限り早い復旧、復興をお祈り申し上げる次第でございます。 それでは、今回の熊本地震で本町の地域防災計画に基づく地震対応を報告いたします。 4月14日21時26分に町内で震度4の揺れを観測しました。直ちに災害警戒本部を設置し、第1配備態勢を取り、町長以下職員50人の参集で地震対応に備えました。 22時に再度震度3の揺れがあったものの、県、消防署、警察署、自衛隊と被害状況等の連絡を取りあい、各行政区からも被害報告がなかったため、翌朝まで担当課職員を事務所に待機し、23時30分に災害警戒本部を解散いたしました。 2日後の4月16日1時25分の本震の際には、筑前町で震度5弱の揺れを観測し、その後も強い揺れが続く事態となりました。 1時45分に災害対策本部を設置し第2配備態勢を取り、町長以下職員70人、消防団正副団長の参集で地震対応にあたりました。 強い揺れが断続的に発生していたため、住民に対し防災行政無線で注意喚起を行い、自主避難所をコスモスプラザ敬老館とめくば一るめくばり館に開設し、緊急放送を行いましたところ、7世帯11人の避難者があっています。 その後午前3時から消防各分団、ポンプ車による赤色灯を回転しながらの巡回を実施し、夜明けとともに職員10班体制の、それと各区長による被害状況調査を行いました。特に被害及び危険箇所は見えられず、その後避難者も自宅に帰られたことにより、7時30分に災害警戒本部とし注意配備態勢に切り替え、自主避難所を閉鎖しました。その後12時に災害警戒本部を解散しております。 そして本震から2日後の18日20時42分に震度4の地震が発生しました。直ちに災害警戒本部を設置し、第1配備態勢を取り、町長以下職員60人の参集で地震対応にあたりました。 自主避難所2カ所開設しましたところ、本震時より多い13世帯23人の避難者が

	あっております。その後大きな揺れもなく被害報告もなかったことと夜明けとともに避難者も帰られたため、6時30分に自主避難所を閉鎖し災害警戒本部を解散いたしました。 以上が、今回の熊本地震でとりました本町地域防災計画に基づく対応でございます。職員の初動体制から住民対応及び被害調査の実施、そして県や関係機関との連絡等について十分機能したものと考えております。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	今のは震度は5のときのいろいろ手配からですね、そういう対応をされたというふうに私は理解したわけですが、これが震度7、いわゆる益城町あたりが大体中心に震度7強ですかね。そういうことで、それなりの防災の対応をされたというふうに思うわけです。 筑前町の場合は、今言ったように震度は5だと。これが震度7以上になったときのやはり想定で、きちっとやっぱりそこに問題なく手配が、情報の連絡、伝達、そういったものも含めてですね、町としての対応について、お答えいただけたらと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 本町の地域防災計画に基づきまして、5段階で職員の配備態勢を定めております。先ほど申し上げましたのは震度4、そして震度5の対応でございます。 これが震度6以上になりますと、配備態勢が3、そしてマックスで言えば4というふうになってまいります。 どこが違うのかと申しますと、職員の動員数、これが増えてきます。最高の5になりますと。職員は全員参集しまして、消防団も全員が即時参集というふうなことに、地域防災計画のほうで定めております。 対応につきましてはですね、即時現場で対応できるような体制を計画の中に盛り込んでおります。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	町長にお尋ねいたしますけれども。 町長は熊本の益城町を現場視察に行かれたというお話で、一部は私たちもお話をお聞きしておるわけですが、いわゆる熊本が震源であったということで、筑前町からはちょっと距離的に離れたということで、地震の震度については広域な状況に及んだというのは分かっております。おそらく関西あたりまでぐらいの地震が、微動と言いますか、そういう状態であったかもしれませんけれども、やはり広域な地震に発展したという状況です。 そういうことで、今、課長の説明で今後の対応と言いますか、震度が震度7になったときの対応は、今、課長の説明でいいものかどうか、やはりもう少し強化して対応すべきだと。その辺に町長の考えがございましたら、お答えいただきたいと思います。
議 長	町 長
町 長	お答えいたします。 防災課長のほうがですね、もう少し詳しく説明してもよろしいんですけども。 間違いなくですね、わが町だけでは対応が不十分であります。したがって、国県の援助を求める。自衛隊にも援助を求める。その連絡体制等の確認はやっております。 先日も気象庁等のですね、トップホットラインを繋ぎましてですね、非常時の場合は気象庁とも繋がるようにしております。 そういったことも折に訓練がございますのでやっておりますし、私もトップセミナー等にも参加しております、トップとしての判断の訓練も、実務もやってまいりま

	した。 そういったことからして、防災計画に基づきですね、精一杯の指揮をさせていただきたいと思っております。
議 長	福本議員
福本議員	何はともあれ最終的にはやっぱり町民の方に安全・安心なメッセージが伝えると、そういったことが大事だろうというふうに思うわけです。 そういったことで、それはもう想定外な形になるか、その辺はそれはもう未知数のことですので、過敏な反応はいかがかなとは思いますが、やはりある程度想定外のことまで踏み込んで、プランを持っておくべきではないかなというふうな思いがいたしております。 次に、地震が起きたときに、近所の小学校へ避難することになっています公表されたデータでは、統計値など避難所に指定されている学校が完全に安全性が確認されているとは限らないと思います。壁や天井の落下物は大丈夫か、地震の際木造2階の建物で1階と2階はどちらが安全かとか、そういったことで、筑前町においてですよ、避難場所は今の段階で安全なのかどうか、判断は分かりますか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 21年前ですね、阪神淡路大震災以来、地域地震対策を進めております。 避難所に指定しておりますところのすべての公共施設等におきましてはですね、耐震診断を行いまして耐震補強工事を終えているところでございます。 あと地震ではないんですけど、大雨洪水とかで床上浸水、そういった事態になればですね、もちろん1階は危険でございますので、2階にその場で避難するとか、そういったことを考えているところであります。 ただ今回の地震のようにですね、いろんな落下物、そういったものがあるというようになると、もうちょっと細かくですね、調査のほうは必要ではないかというふうに考えているところでございます。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	そういうことで想定外な状況を、やっぱ1ランク上げて、私は、現状で対応できるのか、その辺もやはり早めに確認をしておくべきではないかなと。そのことがやはり住民の安全・安心に繋がっていくというふうに思うわけです。 この点は早急にですね、検討されて対応していただきたいなというふうに思っております。 次の質問に移ります。 水、電気、ガス、交通遮断など、どれをとっても生活に大きな支障をきたすという中で、人命の救出に次いでインフラの復旧が望まれますが、今の状況で答えられるのか、この点お尋ねいたしたいと思います。 さらに道路の崩壊により集落の孤立化、そういった問題も筑前町に起こり得るのか、その辺も含めてお答えいただきたいと思います。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	それでは、私のほうから上下水道課の関係する部分について、お答えしたいと思います。 最初に、先月の熊本地震におきましては、幸いにして本町の上下水道とも被災することなく正常な状態で現在に至っていることを、まずご報告を申し上げたいと思います。 議員ご質問のように、上下水道は、住民の生活に直結する重要なライフラインであるということは言うまでもございません。万が一大規模な災害が発生した場合の対応

	策は、必要であるというふうに認識をいたしております。 下水道につきましては、本年度予算に計上させていただいておりますように、BCP業務継続計画を、下水道機能を確保するための非常時対応計画として策定する予定でございます。 また、上水道におきましては、本管等々に施工しています耐震レベル2、震度で申し上げますと7程度というふうに位置付けられておりますけれども、耐える設計基準となっているものの、上下水道が被災した場合の応急・復旧工事等に関する協定書、一般的には被災時応援協定というふうに申し上げますけれども、を本年の2月に筑前町土木組合等と締結をさせていただいたところでございます。 そういったことから大規模災害に備えてというふうに考えているところでございます。 また、当然のことながら、下水道については、流域下水道並びに関連市町との連携、上水道につきましては、県南水道企業団との連携を当然視野に入れながら対応していくこととなろうかと思っています。 強いて申し上げますけれども、近隣の市町村が同時に被災をするということも考えられますので、その場合を想定するとするならば、全国規模における日本水道協会や日本下水道事業団との技術者との人的支援や自主的な復興協定の策定等をお願いするということになろうかと思っておりますので、そういった部分で大規模災害に備えておるというふうに考えておるところでございます。以上です。
議 長	建設課長
建設課長	ライフラインであります道路につきまして、私のほうからお答えしたいと思えます。 道路の復旧、避難所への物資輸送など、迅速な復旧が必要となると思われます。 災害が発生しました場合には、筑前町地域防災計画の障害物除去計画、交通施設災害対策計画に基づき対応をしていくことになります。 具体的には建設業者などに要請しながら、緊急な対応をしていくことになろうかと思っております。 現在、町と建設業者団体との間で、緊急時の重機の使用等についての協定はまだ結んでおりませんので、今回の震災を機に、今後近隣の市町村の状況等を調査し検討をしてみたいというふうに思っております。 それから、震災による集落の孤立化でございますけれども、一応地域防災計画の中に道路危険箇所が県道関係で12カ所想定されております。いずれも山間部のところでございますので、建設課のほうでも日ごろから巡視点検をやっておりますから、そういうようなときに危険箇所の点検等をさらに強化をしてみたいと考えております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	町長にお尋ねいたしますけど。 いわゆる2YASU、3YASUですか、の交流は、こういった防災関係での提携、応援、そういった提携はいまだに続いているものかどうか。
議 長	町長
町 長	継続しておりますが、詳細につきまして、担当課長のほうから説明いたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 3YASU、当時ですね、合併前の夜須町時代に3YASUという提携を結んでおります。その後合併したことにより、それぞれの町名も変わっております。 この3YASUというのはですね、まず合併前の本町夜須町、それと滋賀県の野洲

	市、もう1つが高知県の夜須町というのがございました。それぞれ合併しましてですね、町名も変わって、現在滋賀県はそのまま野洲市でございますが、高知県は江南市、本町は筑前町というふうになった状況です。 3YASUというのはですね、その合併を機にですね、もうなくなったものではございますが、災害応援協定、これだけは残しております。 そういうことで、何かがあればですね、お互いが連絡を取りあい、救援に向かうというような協定でございまして、実は一昨年前に四国に大型台風が上陸いたしました。そのときもですね、こちらのほうから江南市の防災担当課長にですね、何かこちらでできることはないかという連絡は取っております。 そして、今回の熊本地震がありました際にはですね、江南市の防災課長からこちらに連絡がありまして、何かできることはないかというようなことの連絡を今でもやり取りをしている状況でございます。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	困ったときにはお互い助け合おうと申しますか、隣人愛というのは大事なことだろうというふうに思うわけです。 次の質問に移りますけれども、いわゆる高齢者、聴覚障がい者、視覚障がい者等のいわゆる弱者の災害時に要援護者の被害が大きかった。震災当時兵庫県には心身に障害を持つ人たちが全体の2%、そしていくつかの障がい者団体の調査では、兵庫県の死亡者が県全体の人口の0.1%に値し、障がい者の死亡率が0.6から1.3%と高かったということが言われておりました。 そこで、独居老人などの弱者への確認作業などは、地域とやはり一体的に行っていかなければならないのではないかなというふうに思っております。 この点について、担当の考えをお聞きしたいと思います。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 災害対策というご質問が前提でございますので、これは町全体での対応になるかと思いますが、町の地域防災計画に定める要配慮者避難行動支援計画では、災害時に自らの行動に制約のある要配慮者、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人については、災害直後の安否確認避難からその後の生活に至るまでの各段階において、きめ細やかな支援策を総合的に講ずるというふうにしております。 その中で、避難行動要支援者名簿を効果的に活用するとしておりますので、現在、この名簿の登録を区長さんや民生委員、在宅介護支援センターの協力を得て進めております。今年4月1日現在で318名の方の登録を行っております。 また、今月6月号の広報でもですね、この登録について、広報掲載をさせていただいております。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	弱者対策ということで、町にすべて手配によってこの支援をなささいというのは、これは無理な話でございます。当然、地域で、地域の状況を知った人たちが地域で支え合っていくという観点からですね、やはり町に協力してくださいということは言えますけれども、やはり個人情報と、そういった問題もあろうかと思っておりますけれども、やはり名簿を、今説明があったように、まずは名簿だけでもですね、そういう民生委員の方とかそういう方たちに渡していただくことでの確認、そういうことは、その作業は大事だろうというふうに思っておりますので、課長からこの点についての話は、もう十分聞いておりました。 なかなか立場でありながら、ちょっと町全体を救護と言いますか、そういうことをやるというのは、困難なことだというふうにも話がお聞きいたしております。

	そういうことをですね、できることで協力をさせていただきたいというふうに思っております。 では、最後の質問になりますけれども、ボランティアをしたいと思うだけで、現在、阪神淡路大震災のときにやはり学生のボランティアが非常に多かったと。あれは当時話題になっておったというふうに思いますけれども、ただ単純にボランティアということでは行き行ってもですね、やはりその被災者の方たちに、逆に迷惑がられたりする場合もあり得るということで、そこはやはり慎重に行動しなきゃならないし、自己で完結した態勢で臨むという、やはりボランティアとしてのですね、やはり最小限度の自覚によって協力をしていくということも大事なことでございます。 そこで、ボランティア協力の効率化を十分検討すべきではないかなと、その受け入れをですね、やはり適格と言いますか、形で、ボランティアの方たちの効率化のためにもですね、この点町としてはどういうふうに考えてあるのか、お答えいただきたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 大規模災害が発生した際に、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加、協力が不可欠であります。 町の地域防災計画の災害ボランティア受け入れ支援計画のとおり、災害ボランティアの受け入れを速やかに行うよう定めております。 具体的には受け入れ実施について、町と筑前町社会福祉協議会が締結しております災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定に基づき、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの開設を行います。そして被災者住民の支援を実施するとともに、全国から駆け付けるボランティアの善意が効果的に活かされますよう、福岡県災害ボランティア本部の支援を受けながら、地域ボランティア、NPOボランティア、そして日本赤十字社福岡支部と連携をし、被災者のメンタルヘルスケアを含め、ニーズに即した受け入れを行うように定めています。 また、筑前町消防団につきましても、日ごろから町の安全・安心を守るため日々訓練を行っております。大規模災害発生時にも様々な面で大きな力を発揮するものでございます。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	確かにボランティアの活躍の場は、我々にとっては、もし被災地であれば非常にありがたく感謝しなければならないわけですが、ボランティアとして行動する場合には、極めてやはり2次災害のない形で協力を仰ぐということも大事なことだというふうに思っております。 日ごろ訓練されている熊本県の消防防災課が水俣市防災担当部局でも、震災、余震から本震があった後に大雨洪水警報発令があつて、土砂崩れの警戒のため当番の方たちに連絡をされたのが、内容が不十分であつたために土砂の流出等もあつたと、土砂崩れもあつたということで、危機一髪の状態に見舞われたという、情報の伝達がやはり確かな形で伝えないと、もし内容が不十分であつたりすると、やはり命にかかわる問題に発展するかもしれないということで、十分注意をして情報の伝達をなささいという指摘があつておったわけです。 国も復興に対して7,780億の予算を計上して、早くやはり復興に努めると、そういった約束がなされておるわけです。わが町も政策、事務的な面も確かに多くなり、事務量の量が多くなり、経費もかさむことだろうというふうに判断されるわけでございます。 しかし、人の命は大事なことでございますし、この防災問題はどこまでやればい

	いのか、その限界が分かりにくい、つかみにくい内容であるわけでございます。 担当課長もですね、この防災については、やはり防災マップは確かなものができておるかもしれませんが、やはり一方高くして、より町民の安全にですね、応えていただく努力をお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	これで、11番 福本秀昭議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 午後1時から再開します。 (11:55)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:00)
議 長	1番 深野良二議員
深野議員	通告に基づきまして、子育て支援、学校教育について、質問させていただきます。 初めに子育て支援、とりわけ町営の保育所であります美和みどり保育所について、3点質問いたします。 筑前町は平成29年度の開設に向けて、西部地区に民営保育所を整備促進されるということは、町民の子育て世代あるいは子どもを出産しようとする保護者にとって明るいニュースでもあります。 そういった施策については、一定評価できるわけですが、現在、子育ての保護者からは、今の保育所運営について、不安やもっと子育てしやすい環境になればとの声もあります。 その1つが、保育所に第1子を預けており、第2子以降の子どもを出産した場合に、第1子を退所させなければならないケースがあるということです。 もちろん筑前町としても育児休暇を取得できる方には、3歳未満で6カ月や4歳以上は1年といった猶予期間を設けていると思いますが、どうしても育児休暇を取れなくて、出産のために仕事を辞めなければならない場合は、保護者が家庭にいるから第1子が退所しなければならないということです。 この場合、第1子が保育所に慣れて友達もでき、保育所で楽しく過ごしている時間、小学校に上がる前の仲間との時間が奪われるということになります。 また、保護者が先ほど言ったように、安定した職業に就いていない場合は、生活のために早期に就職しなければ、子どもを保育所に預けられなくて、家庭で第2子を育てる期間が短く、もっと一緒にいたいといった場合もあります。 そんな家庭の子どもや保護者たちの思いを考えたら、保育所における第2子出産時の第1子が退所しなければならないケースを、保護者のニーズに合わせ、保護者が子育てしやすい環境をつくるべきと思いますが、町の考えはどうか、お尋ねいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えします。 その前にご説明をします。 筑前町では、保育所に関する諸手続きにつきましては、規定に基づいて行っているところですが、公平性を保つためにもある一定の基準は設けさせていただいております。 保育所入所の要件としましては、新制度では保育の必要性和とされていますが、主には保護者の就労や病気、出産などによるものです。 今、深野議員の質問にありましたように、育児休暇が取れない方、仕事を辞める方など、出産後に選択を悩まれる方が多いことは、窓口での相談などから認識はしてお

	ります。 保育所の必要性の要件につきましては賛否あるとは思いますが、現在の筑前町の保育所の入所状況等も併せて考えていただく必要があります。 現在町内の保育所における待機児童はありませんが、これは、民間保育所が定員を超えて受け入れをさせていただいていることによるものです。本年度も5月の時点で、民間保育所においては既に定員の120%、公立保育所は82%の入所率となっております。今後も途中入所希望の受け入れを行っていきますが、低年齢児の入所希望が多い傾向があり、年齢が低いほど保育士の配置が多くなりますので、年度後半は保育士確保ができず受け入れができない実態もあります。 このような状況のなか、家庭に保護者がおられる児童と、現に保護者が就労しており入所を希望している児童では、保育の必要性は後者にあると考えられますので、原則的には入所要件を満たしていただきたいと思っております。 ただ、一律にはできない場合もありますので、家庭の事情等ある方につきましては、個別にご相談いただきたいと思っております。以上です。
議 長	深野議員
深野議員	課長の答弁でですね、様々な問題があると思います。 先ほど課長も答弁されましたように、保護者の声も聞いているということですが、今の時点ではですね、その受け皿がやはりないので、やはりできないというような回答です。 でも今後ですね、万が一保育所に余裕があつて受け皿があつた場合は、その保護者がですね、子育てしやすいような、そういったことも私は取り入れるべきだと思っております。そういったところも町として、一手考えていただきたいということを申し述べて、次の質問に入りたいと思います。 次の質問、保育所ですね、職員と今後の運営について質問いたしますが、この質問については、午前中ですね、石丸議員の質問と重複するところがありますので、その部分は避けて質問をしたいと思います。 現在、美和みどり保育所はですね、正規の保育士の職員が所長を入れて13名、嘱託職員が7名、臨時職員が5名、代替職員が12名で子どもたちに携わっています。 しかしながらここ数年、保育士の正規職員が採用されていない現状があり、子どもに携わる保育士は嘱託、臨時、代替職員で対応しているのが現状だと思いますが、正規の保育士が少ない中で、今後の保育運営は大丈夫なのか、お尋ねいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 まず、平成22年にですね、篠隈保育所が指定管理者を導入いたしました。指定管理者導入前の平成21年当時の正規の職員数は、篠隈保育所が9人、美和みどり保育所が15人の配置でありました。 平成22年4月に美和みどり保育所への保育士の統合によりまして、18人の正職員を美和みどりに配置し、残る保育士についてはこども課、生涯学習課に配置をしました。 その後、平成25年に篠隈保育所が民営化されました。平成25年4月の時点で、美和みどり保育所に正職員は17人、平成26年4月以降から現在までは16人を配置しておるところです。今のところは、先ほど議員がおっしゃったようにですね、非常勤等の保育士等も採用しながらですね、どうにか支障をきたさないように運営をしておるところでございます。 保育士の今後の採用等については、後で町長のほうから答弁があると思います。
議 長	町長

町 長	お答えいたします。 状況、経緯等については、今、総務課長が説明したとおりでございまして、努力をいたしまして、実証をいたしまして、今のような1民間委託、1民営という形態に持ってきたところでございます。 今後におきましては、美和みどり保育所におきましては、年齢層も高くなっておりますし、毎年のように定年退職者が控えていることから、今年度は保育士と栄養士の採用試験を実施する方針で準備を進めております。 保育所運営に支障をきたさないように努めることは当然でありますけれども、町立の保育所として、その運営についても最善を尽くしていかなければならないと考えます。民のモデルとなるような官の運営をやっていただきたい、やっていきたいと、そのようにも考えております。 また、以前から申し上げておりますように、町立の美和みどり保育所と官から民に引き継いだ篠隈保育所をはじめ、他の民間保育所もありますけれども、官の良さ、民の良さをあわせ持った町内の保育所の現行の状態を維持していきたいと考えております。以上でございます。
議 長	深野議員
深野議員	私はですね、嘱託や臨時、代替の保育士さんも美和みどり保育所の子どもたちに寄り添いながら、しっかり保育士として携わっていただいていると思っています。そして子どもたちとの関係、保護者との関係を築かれていると思います。 しかし、現在の筑前町ですね、先ほども話になりましたが、嘱託職員の規定が5年ということで、5年をすると辞めなくてはならないと。そしたらですね、やっぱり新たな人材を確保して、また1からですね、保育運営を考えなければなりません。そのしわ寄せはどこに来るかという、子どもや保護者に来るということです。 本来この美和みどり保育所は、1979年、昭和54年に同和事業によって建設された解放保育所です。この保育所では、子どもたち一人ひとりを大事にし、就学前から人権を大事にする保育に取り組んできました。この保育理念が、その職員が5年ごとに替わって、入れ替わっても実践できるのかと私は思います。 こういった面からですね、この問題は考えていただきたいと思っていますが、町としてはどうお考えか、お尋ねいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 創設時の理念等々も十分踏まえた上でもございます。あわせ持って新しい時代に対応していかなければならないと、そういった思いも強く持っているところでございます。先ほども回答いたしましたように、職員の補充についても十分検討、具体的に実施していくという考えでございます。 やはりこの正規職員がですね、責任をもって、その嘱託職員等を指導していく。5年で替わろうとも、新たに来てもその正規職員等が指導していく、そういった体制を確立すべきだと考えます。以上でございます。
議 長	深野議員
深野議員	嘱託職員に対して正規職員が指導していくということは分かりましたが、その嘱託職員の5年の問題、一言だけですね、この場で言っておきたいと思いますが、やはり午前中の議論でもありましたように、やはり5年の問題というのは、僕は解決できると思っています。 やっぱり他の市町村なんかを見てもですね、私が知っている市町村では、必要性に応じて継続のですね、任用をしています。そういったところを見習いながら、その嘱託職員の5年の問題は考えていただきたいし、もう1つここでお尋ねしておきたいの

	は、その嘱託職員のですね、5年の規定ができてからというもの、その5年以上の採用はなかったのか、そこだけをですね、総務課長なり町長にですね、1点だけお聞かせ願いたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	運用上ですね、原則5年ということでやってまいりました。どうしてもそのですね、特別な事情とか周りの職員がですね、病気等でいなくなったとか、採用しても次の職員が見つからなかったとか、そういったことで、5年を超えてですね、採用を更新したこともございます。 原則としては5年ということでさせていただいておりますけれども、稀にですね、そういう事情で更新をさせていただいたこともございます。
議 長	深野議員
深野議員	そういったですね、やはり町長の裁量なり町の考えでですね、やっぱり5年を超えて採用できることはできると思うんですね。そういったところから見直して、本当に必要な職、専門を持った職というのは、この問題は大事な問題ですから、しっかり町としてですね、この問題は捉えていただきたいと思います。 午前中石丸議員も言ってましたが、この議場の場でたくさんの議員がですね、この問題については発言をしてきました。私たちは実態に伴って、そういった発言をしているわけですから、しっかりそのような取り組みを前向きに取り組んでいただくことをですね、お願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。 次は、ここ数年ですね、就学前の子どもたちにも、いわゆる発達障がいをはじめとして、特別支援が必要な気になる子どもたちが増えてきている現状があります。 この現状を踏まえたときに、町としてあらゆる機関との連携でですね、取り組みをしていると思いますが、実際に子どもに携わる保育士はですね、子どもたちの実態から、自らが学んで子どもたちと接していかなければならないと。そういった場合ですね、町に専門的な知識の職員を採用して、そこから、その人からアドバイスをもとに現場で実践をしていくというようなことは、大事だと私は思いますが、町の考え方はどうかということでお尋ねいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えします。 今、議員が言われたような支援、配慮が必要と思われる子どもたちの理解や対応力の向上などに関しまして、町内各保育所においては様々な機会を捉え、研修や講座などの受講に積極的な姿勢で臨んでおります。 例えば美和みどり保育所では児童療育施設の専門士を招いて発達に関する研修、訪問による保育士への直接指導、個別のアドバイスなどをいただいております。また、保護者の方を対象に発達障がいの講座などもお願いしています。民間の保育所でも同じような取り組みがされています。 専門士につきましては、他の自治体でも人材確保に苦慮しているようです。現状では非常に困難かと思われますので、相談や指導を受ける今の環境を保持して、保育士の資質向上に努めたいと考えております。以上です。
議 長	深野議員
深野議員	この問題はですね、今、課長が言われたように美和みどり保育所に限らずですね、他の筑前町の保育園や幼稚園でも出てきている課題です。 今、答弁なされたように、人的配置が厳しいなら、私はやっぱり就学前からですね、支援の必要な子どもの個別の教育支援ファイルみたいなのを作成して、支援をしていくといった実践をしていただきたいと思います。そして、そのことが就学前から小学校、小学校からそのファイルが中学校へ、中学校から高校へと、一貫してその子

	のですね、一生を支援していくような、そんなことができたと思っています。 そういった支援をですね、次に受け継いでいくというようなことをですね、町としたら考えたらと思っていますが、そういった取り組みは町としてはどう考えていますか、お聞かせ願いたいと思います。
議 長	こども課長
こども課長	お答えします。 昨年度健康課と共同しまして、そういった子どもたちを支援するための、発達障がいだけではなく。身体とか知的とかも含まれますけれども、サポートファイルを作っております。そして、それを成長にあわせていろいろなことを記入して、引き継いでいけるようなものを作成しておりますので、皆様にご活用いただきたいと思います。以上です。
議 長	深野議員
深野議員	サポートファイルがあるということですけど、先ほど私が言ったように、そのサポートファイル、名前が違うかと思いますが、そういったですね、子どもたちを支援と必要なそのファイルがですね、継続的に小学校から中学校へと繋がっていくような支援になっていただくことをですね、お願いをしておきたいと思います。その中身を充実していただきたいと思います。 次の質問に入ります。 昨年の3月議会での追跡質問になるわけですが、1つ目が、三輪校区学力向上研究推進事業がですね、子どもたちの学力保障のため、テーマを決めてですね、実践をして、来年度で20年を迎えます。 今年のテーマは「表現力、聞く力、話す力、書く力を伸ばしていく」です。 その実践内容は、小中学校の連携にとどまらず、幅広い参加の中で子どもたちの学力保障をしていこうとしています。 その校区事業を夜須校区でも設置したらどうかの質問に対しまして、町としては関係機関と協議を行っていくとの回答でした。関係機関との協議をどのように行ってきたかということをお聞かせ願いたいと思います。
議 長	同和対策室長
同和対策室長	お答えします。 関係機関、夜須校区には幼稚園が3園、保育所1所、保育園1園、小学校が3校、中学校が1校ございます。 議員ご質問の協議につきましては、現在行っておりません。 小学校、中学校の先生たちによる児童・生徒支援のための研修会の開催、学校から保育所、幼稚園に対し就学前の出前講座、小学生が中学校へ体験入学するなど、小中学校が連携し子どもの学力向上に向けた実践活動は行っています。また、家庭、地域の協力も必要になってくると考えております。 町としてはこれからも子どもたちの学力向上のために支援をしていきたいと考えております。以上です。
議 長	深野議員
深野議員	関係機関との協議ができていないということですが、やっぱり夜須地区でも三輪校区事業にかかわる機関をつくるべきだと、私は思っています。 夜須校区でも、先ほど課長の答弁のように、小中連携、小学校と就学前の連携はできているでしょう。しかし、家庭でですね、子どもの学力を向上させるために。例えばあらゆるテーマで実践をしようとした場合、就学前とか小学校、中学校とのですね、兄弟、姉妹の関係で実践しにくい事例が出てくるのではないかと、私は危惧をしています。

	子どもたちの学力の保障は、私たちにとって重要な取り組みになります。昨年から施行されています若者雇用促進法を考えた場合でも、やはり子どもたちの学力は不可欠になってきます。この法律では、やはり高校を中退した者とか1回就職に就いた者は救われる、支援をされるという一面がこの法律ではありますが、1つではですね、新規採用者の雇用の枠が削減されるんじゃないかという危惧が出てきています。 そういったことを考えればですね、子どもたちに職業をですね、自由に選択できるだけの学力は付けておかねばならないと、私は思います。筑前町の子どもたちにはしっかりと学力保障の支援を行って、職業を自由に選択できる、そんな力をつけていただきたい。その1つが、私は校区事業と考えます。関係機関との連携した取り組みを再度お願いしたいと思いますが、町としてはどう考えてますか、よろしくお願いします。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 今、議員ご質問のとおり、夜須校区にはただ今学力保障の委員会はありません。学校関係も含まれることですので、教育課、生涯学習課、人権・同和対策室、またいろいろな関係機関と協議の場をもちまして、検討を重ねていきたいと考えております。以上です。
議 長	深野議員
深野議員	協議していただくということですので、しっかりと協議をして、子どもたちの学力保障に繋がるよう取り組みをよろしくお願いしときたいと思います。 最後の質問に入ります。 学校現場における障がい差別発言についてもですね、昨年の3月の議会で、教育課長から差別事件の件数、学校での取り組み、指導を行っていくとの答弁がなされましたが、今日でもまだまだ学校現場で差別発言が起きています。 子どもたちに対して、障がい者の人権をもっとですね、学習させるべきと私は思っています。本当に学校現場の差別事件が絶えないわけですが、そういった取り組みがですね、今、学校現場では、私は急務と思っているわけですが、教育委員会の見解はどうかということでお尋ねいたします。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 学校現場で起きた差別事象の件数といたしましては、平成25年度3件、平成26年度4件、平成27年度1件、本年度につきましては現在1件、そのいずれもが障がい者差別に繋がるガイジ発言といった事案が発生をいたしております。 これらの差別事案から見えてきたものは、自分と異なった行動や言動をする人を排除するという間違った人権意識、人権感覚に起因していると考えられます。 事案が起こった学校におきましては、発言の背景や児童・生徒の実態から見えてきた教育課題を踏まえ、学級活動や道徳の時間を通して、障がい者差別の問題について考え、差別することのおかしさ、人は認め合い励まし合いながら共に生きていることなど、確かな人権意識を育む指導をなされております。 また多くの事案は、中学校入学当初の1年生におきまして発生していることに鑑みまして、これまで以上に小中での連携を行っていく必要があると考えております。 そこで平成26年度から、小中合同の障がい者問題にかかる学習会を各中学校区ごとに開催をいたしております。 教育委員会といたしましては、6月下旬に開催いたします校長人権・同和教育担当者研修会において、児童・生徒の確かな人権意識を育むための指導のあり方など、個別人権課題に対する公開授業を通した研修を実施し、すべての学校で取り組みが実践

	されますよう、研修会の充実等を図ってまいりたいと、そのように考えております。 さらに各学校か一人ひとりの人権が尊重される学校づくりを、学校長を中心に組織的に推進し、差別事象が起きない環境づくりに努めていくために、日常的な指導とともに、定期の学校訪問を通して、点検、指導等も今後積極的に行ってまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。
議 長	深野議員
深野議員	この問題はですね、教育委員会として、この事象の内容なりですね、やっぱり実態というのをしっかりとつかんで、それから取り組みをやっていかなければならないと、私は思っております。 なぜ私がここでですね、この質問を出したかという、この差別発言があった学年ですね、例えば子どもたちで、本年度学年があつて、学校現場として様々な指導は行ってきました。その実態も分かっているわけですが、翌年になってまた同じ学年でその事象が起きるというような、だからいわゆる子どもたちに、本当の意味で子どもたちが、この問題というのが分かっていないという現状が私はあると思うわけですね。 だから、そういったところを、やっぱり当事者の思いなり、この言葉が持つ意味とか、そういったことをですね、本当に学校現場で実践をしていかないと、この問題というのは消えないと思いますし、もう1つは、この障がい者差別発言、ガイジ発言というのは、いわゆる小学校の時代からずっとこの言葉を使ってきて、中学校に上がってきて、中学校でこの事案が上がってくるわけですね。 そういった場合にやっぱり小学校段階での言葉をずっと使ってきてますから、体に、日常的に染みついているというような状況があります。だから、中学校での指導というのがなかなか厳しいと。それは中学校の現場の教師の先生方も言われています。でも、しっかり現場の教員もそこら辺はやっていますが、もっとですね、教育委員会として、今言われますように、小学校に対してそういった実態があるんだというところからですね、指導をしていただきたいと、私は思っています。 そういったことが、この筑前町の人権・同和教育の推進にも繋がると思いますし、ましてやそういった言葉を聞いて傷つく子どももですね、減っていくかと思しますので、そういった実践を早急に教育委員会からですね、さらなる人権・同和教育の推進を学校に対しまして、していただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
議 長	これで、1番 深野良二議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 1時40分から再開します。 (13:28)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:40)
議 長	10番 川上康男議員
川上議員	通告に基づき、本町における学校教育施策について、3点質問をします。 初めに、小中学校における暴力行為、いじめ、不登校、授業放棄の実態と対応策について、お尋ねをします。 暴力行為については、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損といろいろあるわけですが、全国的には5万件とも6万件とも言われております。 また、資料が古いんですが、平成25年の福岡県における現状は、小学校130件、中学校1,114件となっております。中学校は前年比94%ですが、小学校は

	前年比１８５％と約２倍近く増えております。 そこでまず、本町の実態と対応策について、所管課の答弁をお願いいたします。
議 長	教育課長
教育課長	議員ご質問の、筑前町の小中学校から報告された暴力行為等について、次のとおりでございます。実態でございます。 平成２５年度、中学校で１件、平成２６年度、小中学校ともに報告はされておられません。平成２７年度は中学校で２件報告されています。 対応でございますけれども、暴力行為の指導にあたっては、大きく２つの観点から行っております。 １つ目は、暴力行為の未然防止に向けた取り組み、２つ目は、暴力行為が発生した場合の組織的な対応です。 学校では、暴力行為の未然防止のために基本的な生活習慣の徹底や規範意識の醸成、学校の規律の確立など積極的な生徒指導の充実をはかっております。 また、学校全体で暴力行為を許さないとする毅然とした姿勢を貫くとともに、暴力行為を起こした児童・生徒とその保護者、暴力行為によって被害を受けた児童・生徒とその保護者等へのケースに即した個別の指導や支援を行っております。 さらに学校は、こども未来センターや児童相談所などの関係機関、スクールソーシャルワーカーなどの専門家と情報を共有し連携しながら、暴力行為の予防も含めた取り組みを行っているところでございます。
議 長	川上議員
川上議員	次に、いじめの認知件数について、お尋ねをいたします。 これも平成２５年の福岡県のいじめ認知件数ですが、小学校が６０６件、中学校が６２３件となっております。 本町の実態と対応策について、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	いじめの現状と対応策でございます。 議員ご案内のとおり、いじめとは児童・生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものを指し、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立っております。 その実態でございますけれども、平成２５年度、中学校で４件、２６年度、小学校で１件、中学校で１件、２７年度は小学校２件、中学校２件の報告があっております。これらすべての事案については、各学校の努力により早い段階で解消されております。 対応でございますけれども、学校におきましては、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりえるという認識の下、いじめ防止対策推進法を踏まえ、各学校のいじめ防止基本方針に基づいたいじめを生まないための教育活動や道徳教育を充実させるとともに、早期発見、早期対応と継続的な指導に努めております。 そのため校内のいじめ対策委員会などの組織を中核として、いじめに特化した定期的なアンケート調査や教育相談の実施、いじめ問題に関する教職員の研修、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家や関係機関との連携などを進めるなど、いじめのサインを見逃さないように努めているところであります。 また、いじめが確認された場合には、関係児童・生徒の安全の確保を第一義として、加害児童・生徒に対する毅然とした指導や保護者と協力した指導や関係機関等との密接な連携の下で解決に努めております。

	さらに教育委員会といたしまして、大学教授、弁護士、警察、臨床心理士等の外部専門家による委員会を設置し、各学校の事例研究会に専門的な立場から指導、助言を行っていただくなど、教職員の適切な対応のあり方や危機意識の高揚に努めておるところでございます。
議 長	川上議員
川上議員	次に、不登校の実態について、お尋ねをいたします。 これも平成25年福岡県の不登校の実態ですが、小学校が953人、中学校が4,052人です。本町の実態と対応策について、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	不登校児童・生徒数につきましては、国が毎年行う調査に基づき、連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、学校生活上の影響、遊び、非行、無気力、不安などの情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらが複合していることにより、欠席状態が長期に継続しているものの数を示します。 その数でございますけれども、平成25年度は小学校3人、中学校21人、平成26年度は小学校6人、中学校21人、平成27年度は小学校6人、中学校20人の報告がっております。 学校といたしまして、不登校については、どの子どもにも起こり得るという基本認識に立って、児童・生徒の状況を的確に把握し、不登校児童・生徒の状態や支援のあり方について正しく見立てを行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家や関係機関等と連携協力し、一層充実した指導、援助及び家庭への働きかけを、総合的かつ効果的に講じているところでございます。
議 長	川上議員
川上議員	ありがとうございました。 最後に、本町の小学校で授業中に騒いだり、児童が教室から抜け出したり、授業を放棄したということを聞いたことがあります。授業崩壊的な実態があれば、その実態とその対応をどのように講じられたのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	いわゆる学校の荒れでございますけれども、一部の児童が授業中に騒いだり自分勝手な行動をとったりすることで、学級の秩序が保たれず、教室が安心して学べる環境ではなくなる状態のことを申します。 議員ご質問の、小学校の学級の荒れの状況については、平成27年度に1件報告されています。荒れの対応といたしましては、一部の児童が担任の指示に従わず、授業中に私語をやめず騒いだり教室内を立ちまわったりするなど、指導が困難な状態になったものであります。 荒れの主な要因としましては、担任が子ども理解が不十分で信頼をなくしたためと、問題行動への対応を誤ったためとの報告を受けております。 学校の対応といたしましては、複数の教員によるチームティーチングによる授業や交換授業、空き時間のある教員が当該学級の授業の支援をしたりするなど管理職の指導により、組織的な対応を行っております。 また、児童に対する教育相談や面談を行ったり基本的な生活習慣や学習習慣について学習し、教室内のルールを考え直したりするなど、規範意識の醸成に取り組んでいます。 教育委員会では学校からの報告を受け、状況を確認するとともに、指導主事を派遣し、学校体制等についての管理職への助言を行ったり授業への支援を行ったりしております。 また、保護者、地域の協力を得られるよう、学校から学校運営協議会に状況を報告

	し、支援を要請するよう指示を行っております。 その結果、保護者による学習の見守りなど、地域、保護者と一体となった支援を受けております。 荒れの状況は約1カ月ほど継続しましたが、適切な指導が継続して行われたことで、その後は落ち着きを取り戻し、現在では正常な学級経営がなされるまでに改善しております。当該学級の児童も意欲的な態度で教育活動に参加していると報告を受けております。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	今、課長のほうからですね、暴力行為、いじめ、不登校、授業放棄の実態について、また対応策について、詳しく説明を受けました。 本町の児童・生徒数、総数ですが、2,447人ということで課長から聞いておるわけですが、これがですね、今のような行為がですね、1,000人当たりの発生件数でいきますと、県平均、全国平均よりですね、大きく下回っております。本当に良い結果だと思っております。今後も引き続きスクールソーシャルワーカー等関連機関とですね、連携を密にさせていただきまして取り組みを強化していただきたいと思いますし、未然防止に努めていただきたいと思いますということで考えております。 ただ不登校についてですが、1,000人当たりの発生件数、これは課長からお聞きしたんですが、1,000人当たりでいきますと小中学校合わせたんですが、25年度が9.8人になるということで聞いておりますし、26年度が10.9人と、27年度が10.6人ということで伺っております。 全国平均ではですね、11.8人ということでありますし、福岡県では12.4人ということでございますので、数字的に見ればわずかながら下回ってはおります。今後も適切な対応をお願いいたしまして、次の質問であります全国統一学力テスト、学習状況調査の結果の対応策について、お尋ねをいたします。 これは平成27年12月にですね、福岡県教育委員会が発表した平成27年度全国学力学習状況調査結果報告書の一部でございます。 福岡県と全国平均の正答率の差についてですが、小学校も中学校も昨年に引き続き福岡県はすべての科目で全国平均を下回っております。 本町の平均正答率でございますが、小学校算数ABは県、全国平均を下回っておりますが、国語AB、理科についてはですね、県、全国平均を上回っておるものもあるし同じ程度というの也有ります。 しかし、中学校においては、すべての教科で県、全国平均正答率を下回りました。 結果を踏まえ、小中学校における成果の取り組みや課題解決に向けた取り組みについて、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	本町では、学力向上推進協議会を主催し、学力分析部会や授業改善部会を通じて、各学校が調査結果の分析を行い、その結果を授業改善に反映させております。 議員ご質問の、成果に繋がった取り組みと問題解決に向けた取り組みにつきまして、特徴的な内容について報告いたします。 成果に繋がった取り組みの1つ目は、町が行った全国及び県の調査結果の分析を、学校が同じ視点で分析したことで、児童・生徒の実態に基づいた課題の整理と具体的な方策を校内研修に反映することができ、授業改善につながったこと。 2つ目は、学力低位層の児童・生徒への支援を行うために、町単独雇用の講師による習熟度別少人数授業の実施や学習支援員、保護者や地域住民の協力による学習ボランティアによる補充学習等の取り組みが丁寧に行われたことがあげられます。 課題として、1つ目に、自分の考えを発表したり友達の間で話し合ったりする児

	童・生徒の割合が全国平均より低く、思考力、判断力、表現力の育成に課題があること。 2つ目に、家で学習計画を立てたり、学校の授業の予習や復習をしたりする児童・生徒の割合が全国平均より低く、自発的な学習習慣の定着に課題があることです。 これらの課題解決のために教育委員会では、学力向上推進プラン28を作成し、ユニバーサルデザインの視点から行う授業づくりを推進し、基礎基本の知識や技能、それらを活用する思考力や判断力、表現力を育成していくこととしております。 また、自発的な学習習慣の定着については、学校、家庭、地域が連携し、校区で家庭学習強化週間を設け、小中が連携し一体となった取り組みを進めているところでございます。
議 長	川上議員
川上議員	統一学力テストと同時にですね、児童・生徒に対する質問、学校に対する質問が実施されております。様々な調査結果が出ておると考えるわけではございますが、その調査結果をどのように捉え、どのように反映されるのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	質問要旨の結果を捉え、どのように改善しているのかということでございますけども。 全国学力学習状況では、教科書に関する調査とあわせて学校長が回答する学校に対する調査と児童・生徒一人ひとりが回答する児童・生徒に対する調査があります。 平成27年度の調査結果から、本町では児童・生徒の携帯電話やスマートフォンの取り扱いと家庭での自発的な学習習慣の定着の項目を注視していくべき課題と捉えております。 特に携帯電話やスマートフォンの取り扱いについては、取り扱う時間の長さが小中学校ともに全国平均を上回っており、課題であると捉えております。 情報機器の使用については低年齢化しており、保護者と連携を強化し早い時期から継続指導が必要となってきています。 そのため各小中学校では、親子で情報機器等の適切な取り扱いについての研修会を開催したり、筑前町小中学校ネットしない宣言を踏まえた地域、保護者と連携した取り組みをしております。 最後に、児童・生徒に対する調査と学校に対する調査の結果に差が見られるものの中から、特に課題として捉え、学力向上推進プランで重点として取り組むこととしているものは、児童・生徒の学び合い場の設定の項目です。 学校調査では、学び合いの場の設定を「積極的にしている」、「どちらかと言えばしている」と回答した学校が100%に対し、児童・生徒の回答は約85%と15%の差が見られました。 そのために授業の組み立てを改めて考え、児童・生徒が考えや意見を交流し、言語活動を活発にすることで、効力や判断力、表現力の育成をはかることとしております。 以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	県下ですね、15の市町村で小学校5教科すべてにおいてですね、全国平均を上回ったと、この資料にはですね、載っておりました。また中学校では8市町村と。小中学校合計ですね、10科目すべてにおいて上回った市町村が4市町村あったということで、この資料には載っております。 当然良い年があれば悪い年があることは、私も理解しておるわけではございますが、ただ取り組みの成果が見られる市町村の取り組みは、家庭、地域と連携した教育環境の構築、小中連携した指導体制の構築とか、教職員の実態に応じた職員研修の工夫と

	ということが3つ上げられておりました。 また、児童・生徒質問によればですね、家庭学習時間の増加、全く家庭学習をしない子どもたちの減少、またテレビ、ビデオ、DVDを見る子どもたちの減少等がですね、改善をされておるということで、県の報告ではなされております。 ただ、今、課長が答弁されました。それと同時にですね、携帯電話、スマートフォンで通話やメール、インターネットをする児童・生徒の割合が前年度に比べて大幅に増加をしてきておるとというのが、県でも実態でございます。 本町におきましても、今、課長のほうからですね、携帯電話、スマートフォンの取り扱い、全国平均より高くなっておるということの答弁をいただいたわけですが、今後もですね、家庭、学校、地域が一体となりまして、一層強化をしていただくことをお願いして、次の質問、本町の小中連携、一貫教育の取り組みについて、お尋ねをいたします。 小中学校においては、小中連携に関する何らかの取り組みを行っている市町村の数は1,276と、全回答数の1,763に占める割合は72.4%でありまして、多様な形態で小中学校間の連携が進められている実態が明らかになったと、文科省の資料では出ています。 本町において平成28年度筑前町教育施策説明会が4月26日に開催されました。その資料によれば、昨年と大きく変わったのが小中連携、学校一貫教育を推進しますということで、明言しているところでございます。 そこでまず、この取り組みの目的、効果、ねらいについて、教育長にお尋ねをいたします。
議 長	教育長
教 育 長	小中一貫教育の目的、効果、ねらいにつきまして、お答えをしたいと思います。 議員ご案内のとおり、現在全国各地で地域の事情に応じた小中一貫教育の取り組みが進められております。 平成27年に学校教育法等の一部が改正され、小中一貫教育が行われる義務教育学校が制度化されました。このことで9年間の義務教育を通した連続性、系統性のある一貫教育を、地域の実情に対応した効果的な一貫して行う教育活動を、さらに推進することができるようになりました。 小中一貫教育が求められる背景として、グローバル社会の進展など児童を取り巻く社会の変化に対応できる子どもを育成するためには、従来の教育内容や指導方法を見直し、量的、質的に充実させることが必要であること、また、中学校進学時の不登校、いじめ等の増加など、いわゆる中一ギャップへの対応が喫緊の課題であり、義務教育6・3制の区切りでは対応が難しくなってきたこと、さらには教育課程の編成や教職員の人事異動など、現行の小中一貫の運用方法では一定の限界があることなどがあげられます。 中央教育審議会小中一貫教育特別部会によれば、現在行われている小中一貫教育の実施校では、学力向上、中1ギャップの緩和、教職員の意識、指導力の向上などの内容で、ほとんどが一貫教育の成果を認識しているとの報告がなされております。 本町におきましても、小中一貫教育がもたらす効果を期待し、筑前町総合計画、筑前未来物語の中に小中一貫教育を視野に入れた教育活動の推進が位置付けられております。 教育委員会におきましても義務教育9カ年間の視点に立ち、子どもたちの発達や学習の連続性を重視した一貫性のある指導を行うことが大切であると捉えており、教育施策に位置付け、小中一貫教育の観点から具体的な取り組みを進めているところでございます。 平成25年度に小中一貫のモデルカリキュラム、筑前校育成プランを作成し、義務

	教育9年間を貫く連続した学びと育ちのある教育活動について、全小中学校で取り組みが進められております。 また、算数、数学、理科についても、9年間の系統性を踏まえたカリキュラムの概要を作成し、各学校での活用も計画をいたしております。 本町で小中一貫教育に取り組むことで考えられる効果につきましては、1つに、小中学校の教員同士の授業研修等を通した相互理解が生まれ、9年間で児童・生徒を育てるという意識改革が促進されること。 2つに、小中学校の行事や授業の交流により、教員の技術指導の向上がはかられ、児童・生徒の学習意欲に繋がること。 3つに、学校運営協議会を核として、地域ぐるみで筑前町の児童・生徒の9カ年間の学びと育ちを支える仕組みづくりが促進され、各中学校区の教育課題に応じた問題解決のための特色ある取り組みが推進できるとともに、学校を核とした地域コミュニティづくりにも大きく寄与する。そのように捉えております。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	今、教育長から目的なり効果、ねらいについて詳しく説明をいただいたわけですが。文科省の資料にもですね、この取り組みを進めているほぼすべての市町村において成果が認められています。 具体例といたしましては、中学生の不登校出現率の減少、学習到達度調査、全国学力テスト、学習状況調査における平均正答率の向上、児童・生徒の規範意識の向上、異年齢集団での活動による自尊感情の高まり、教職員の児童・生徒理解や指導方法改善意識の高まりと多くの成果が得られているということで報告をされておりました。 本町の小中連携一貫教育を推進するためには、教育推進協議会、教育推進委員会、中学校区部会で組織化され推進をされております。しかし、小中連携一貫教育の実施にあたっては、各小中学校のみならず町、教育委員会、地域住民や保護者等が関与する推進体制を適切に整えていくことが重要と言われております。 そこで、どのように取り組みをされたのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	推進体制について、説明いたします。 本年度より、小中一貫教育充実のために、学校長を中心とした小中連携教育推進協議会、土官教諭を中心とした小中連携教育推進委員会を組織し、それぞれの中学校区で特色ある取り組みが行えるよう、現在、この推進組織のもと小中合同研修会の企画運営や中学校区ごとに行う学力向上の取り組みや規範意識醸成のための環境づくりなどを行っています。 議員ご指摘のとおり、小中一貫教育を進めるうえで地域全体の理解や協力が得られるかどうかは、その成否に大きな影響を与えるもので、保護者、地域住民と具体的なビジョンを共有しつつ丁寧にご理解とご協力を得ながら進めていくことが極めて重要であると捉えております。 教育委員会といたしまして、現在小中一貫教育の観点から実施している活動の具体的な内容について、学校と連携しながら、保護者、地域に丁寧に発信してまいります。 さらには学校運営協議会の中でも小中一貫教育の必要性とその効果について熟議を行っていただくなど、制度に向けて保護者や地域の意識の情勢に努め、学校、保護者、地域による推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	この新聞は4月の8日ですかね、西日本新聞が出した小中一貫義務教育学校の開校ということで載っておったわけですが。 この中に、これは佐賀県の大町町ですかね、のことが載っておりました。もう1点

	は広島県の呉市も、ちょっとホームページを開いたんですが、やはり地域との協力、やはり諸団体と言いますか、いろんなPTAまた先生たち、さまざまな方たちとの協議を経てですね、やっとこの義務教育学校が生まれたということでもあります。 そういうことでございますので、ぜひ先生方の見解、いろんな委員会も必要だと思うんですが、やはりそういう地元とのですね、地域の方との連携、私はぜひ重要だと考えておりますので、ひとつそのところをですね、ぜひまた強化していただきたいと思っております。 次に、教職員の負担軽減対策について、お尋ねをいたします。 これも文科省の調査ではですね、教員の在校時間は一応12時間程度ということで載っております。また、家に持ち帰り仕事をしている時間がですね、1時間30分以上になっておるということです。 今後この取り組みをですね、小中学校交換授業なり出前授業それから合同授業研修会と様々な教職員のですね、研究会等を行えば、本当に先生方の過度な負担が考えるわけでございます。 もうこの負担軽減はですね、ぜひしていただかないと、これは成功しないというふうに考えるわけでございますが、どのように捉えられて、どのように解消されるおつもりなのか、お尋ねをいたします。
議長	教育課長
教育課長	教職員の負担軽減の件でございます。 初めに、今後小中一貫教育推進のための体制を整備していく中で考えられる教職員への負担等の課題を次のように捉えております。 1つ目に、小中合同行事の内容設定や小学校間の取り組みの差の解消など、一貫教育の実施に伴う準備に関する負担、2つ目に、小中学校間の打ち合わせや合同研修の時間の確保や小中学校間の交流をはかる際の移動時間等の確保など、一貫教育の実施に伴う時間の確保等に関する負担、3つ目に、県の発令に伴い兼務校における指導にあたって生じる物理的、心理的な負担など一貫教育の実施に伴う人事等に関する負担であります。 これらの課題に対し教育委員会といたしまして、校務支援システムの導入や電子黒板等ICT機器の効果的な活用による授業の効率化など、課題の解消に向けた環境の整備を段階的に進めております。今後も小中一貫教育の取り組みが行われている先進校や地域の経過等を参考に、教職員の負担軽減のための取り組みが効果的に行われるよう検討してまいりたいと考えております。
議長	川上議員
川上議員	先生方におかれましてはですね、勤務時間終了後、部活動なり生徒指導、保護者面談、諸会議、資料作成等で非常に多忙なですね、日々を私は束縛されておられると思います。 やはりこの負担軽減をなくさないかぎり、私はこの取り組みは非常に厳しいと考えております。ぜひ、この取り組みをお願いいたしまして、最後の質問であります本町における小中連携、一貫教育の将来像と言いますか、あるべき姿について、質問をいたします。 今申しましたように、4月の8日の西日本新聞にですね、佐賀県大町町が九州で初めて小中一貫義務教育学校が開校したと掲載されております。そして、2017年度以降にはですね、九州で12校が設置を検討しているということで、新聞に報道がされておりました。 町長にお尋ねをいたします。 法律改正により、教育委員会制度が変わりました。教育行政に首長である町長も大

	いに関与ができます。 そこで、本町における小中連携、一貫教育の取り組みをどのように捉えられておられるのか、お尋ねをいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 教育支援大綱によりまして、首長もですね、教育問題の大綱について議論ができるということに法律改正がなされました。積極的に活用させていただきたいと思っております。 ぜひ、こういった重要な案件につきましてはですね、教育支援の会議の中でしっかり議論を起こしていきたいと、今の段階では思っております。大いに関心を持っております。
議 長	川上議員
川上議員	今の町長からの見解をお聞きしたわけですが、教育長にお尋ねいたします。 本町における小中連携、一貫教育のですね、将来像と申しますか、将来像をどのように描こうとされておられるのか、まずお尋ねをいたします。
議 長	教育長
教 育 長	本町における小中連携、一貫教育の今後の取り組み、将来像について、お答えをしたいと思います。 中央教育審議会小中一貫教育特別部会によりますと、小中一貫教育の実施により、学習上、生徒指導上、教職員の意識の向上、保護者、地域住民の参画意識の向上に対して成果があると回答した市町村が約8割と報告されております。 本町でも義務教育9年間の視点に立ち、義務教育を収容するにふさわしい学力や規範意識の育成を目指して、小中一貫教育の観点から学校運営協議会とも連携をとりながら積極的に取り組みを進めてまいります。 小中一貫教育の推進にあたりましては、何よりも主体的、自立的に取り組もうとする教職員の意識の改革と保護者、地域のご理解とご協力の2点が重要なポイントであると、そのように捉えております。 教職員の意識の変革を促すためには、まず、小中学校の指導方法や指導内容、生徒指導などの違いから生じる意識の違いを埋めていくことが重要になると捉えております。 小中学校の教職員が授業や行事等に連携、共同して実践するなど、お互いの意識の壁などを低く、取り組みを推進することで、小中一貫の機運が高まり、小中一貫教育の意義や良さについての理解が進むものと、そのように考えております。 そこで、本町では昨年度から小中合同授業研修会を開催し、小中学校の教職員がお互いの授業の参観や協議を行う中で、児童・生徒の姿から実態や課題を共有することができるようし、9年間を見通した指導を行おうとする意識の高まりを図っております。 また、筑前っ子育成プランを踏まえ、小学校6年生、中学校1年体験入学や中学生による小学生への学習支援などの小中学校合同の学校行事等を開催することで、小中一貫した指導の有用性と必要性等について、実感を伴った理解を深めることができるようにしております。 一方で小中一貫教育の推進には、保護者、地域のご理解とご協力が極めて重要になります。中学校区で児童・生徒を育てようとするとき、保護者、地域住民とともに具体的なビジョンを共有し、学校づくりに加わっていただくことが必要であることから、小中一貫教育の方向性や具体的な取り組み内容について、教育施策説明会や学力向上研修会等の機会を捉え、教職員をはじめ保護者、地域住民の皆様説明を行って

	まいっているところでございます。 また、保護者、地域住民の皆様にも小中が一貫して取り組む姿を実際に見ていただくために、小中合同の学校運営協議会の中で合同で取り組むことができる行事や取り組み事例等について、熟議をしていただいております。 さらにその内容をコミュニティスクール通信等を用いて、保護者や地域へ積極的に広報をしていただくことで、小中学校が一貫して取り組むことの良さ等について、保護者、地域の方々のご理解と意識の醸成をはかっていただいております。 教育委員会といたしましては、今後小中一貫教育の制度化を視野に置き、先進地域の事例の収集や小中一貫教育の研究、指定などを通して、成果と課題を整理し実践値を積み重ねながら、小中一貫教育に対する教職員の意識の改革と保護者、地域住民の意識の醸成のための取り組みを推進してまいります。 また、制度化にあたりましては、一貫教育の実施に伴う教職員の負担の軽減等の解決すべき課題についても検討し、可能な限り解消していく必要があります。 先進県の事例を参考にしながら調査研究を行い、筑前町総合計画に示された筑前町ならではの小中一貫教育、筑前町にふさわしい小中一貫教育の実現を通して、志の高い児童・生徒の育成を目指してまいりたいと、そのように考えております。
議 長	川上議員
川上議員	皆様方もすでにご覧になったと思うんですが、これは4月の30日ですかね、西日本新聞が両面にわたって、大きく教育の改革ということで載っておったわけですが、教育、押し寄せる変革の波、教育はどこへと題して、2面にわたって大きく掲載されておりました。 この新聞の記事の中身にですね、この教育に取り組むことにより、中1ギャップは解消される傾向にある。その反面、高校と小中学校の高1ギャップも懸念されると。今の流れは段差をなくそう、なくそうとしている。でも、この段差には子どもたちが乗り越えるべき何か大切な意味もあるのではないかな。そういう指摘をする関係者もいて、悩ましい選択に迫られてきたということで、この下のほうに書いておられました。 今、教育長のほうがですね、取り組みの成果は80%近くの学校が成果が上がっておるというようなことで、今、答弁を言われました。 ただ、4月8日のこの新聞にはですね、それとは逆にですね、この文科省の調査ではということで書かれておられますが、小中一貫教育を行っていない1,513市町村の54%が義務教育学校を含む小中一貫教育について、検討予定はないと回答をしていると。 また、24%はですね、様子見というようなことを示したということでございまして、文部科学省が自分たちが作った資料は非常にもう成果が上がって、私も調べて75%とか載っておったわけですが、新聞社によるとこれは逆にですね、非常に様子見とか取り組みをまだ早いんじゃないかなというようなことで、ちょっとそこら辺のですね、調査がちょっと私も不自然で、ちょっとどのようになるのかなと思っておるわけです。 ただ、本町のこの取り組みについてなんですが、今までの説明なりお聞きしますと、今の現在では小中連携というような形が今の現状かなというようなことを、私自体個人としては思うわけです。 まだまだですね、解決せねばならない問題等も非常に散見していると思います。ですから、私は拙速を避けてですね、じっくり構えて取り組むことによりまして、より良い成果が出てくると判断します。また今後の取り組みについて、再度教育長の見解をお尋ねしますが、最終的にはやはり義務教育学校としての取り組みを考えておられるのか、お尋ねをいたします。

議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 筑前町の総合計画、筑前未来物語の中にですね、小中一貫教育を施行していく。私どもはその総合計画に基づいてですね、教育施策を推進させていただいております。 先ほども申しましたように、中高一貫教育を推進するにあたってはですね、様々な課題があります。 先ほど議員ご指摘のようにですね、取り組まない市町村もございます。だけど私はですね、文科省の取り組むいろんな事例等、成果等を拝見しますと、中高一貫教育はですね、教育的に極めて効果のある取り組みの1つであると、そのように認識をいたしております。 本町の総合計画にも定めてある教育制度でございますので、その推進にあたりましては、教育関係者それから地域住民のご理解とご協力を得ながら、拙速を避けることなくしっかりと推進してまいりたいと、そのように考えております。
議 長	川上議員
川上議員	分かりました。 確かにこの小中連携一貫教育ですね、この成果は本当に私も非常に成果が上がっていると理解しますし、また取り組みが必要かと思うんですが、ただ、今言いましたように、教育委員会、町、それから教職員、地域がですね、そういう各関係者がですね、共通の目的として認識してですね、一体となって取り組んでいただかなければですね、非常にこれは失敗する例もあると思います。 ですから、そこら辺をぜひ慎重にというのはんでしょうけど、しっかり取り組みをですね、全体でしていただくというようなことをお願いいたしましてですね、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
議 長	これで、10番 川上康男議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 午後2時40分から再開します。 (14:27)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:40)
議 長	先ほどの川上議員の一般質問の件で、教育長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 教育長
教 育 長	先ほどの川上議員に対する答弁の中で、小中連携と申すべきところを中高と、そのように申しました。お詫びいたします。訂正いたします。
議 長	3番 横山善美議員
横山議員	よろしくお願いいたします。 質問に先立ちまして、私の提出の通告書に誤りと分かりにくいところがございますので訂正をいたします。 通告書の1番、地震災害と道路行政についての(2)番の文面中、指定避難場所10カ所と記載をしておりますが、正しくは指定避難所10カ所でございます。 もう1点は2番、各行政区のごみ集積場の整備促進についての(1)番の文面中、ごみ収集(生ごみ)と記載しておりますが、ごみ収集(可燃ごみ)と訂正をさせていただきます。 それでは始めます。

	今回の一般質問でも数名の議員が、災害、防災関係のお話をされますが、私も熊本、大分地区の地震について、少しお話をさせていただきます。 今回の地震災害で改めて亡くなられた方々に哀悼の意を、被災された方々に改めてお悔やみを申し上げたいと思います。 阿蘇大橋の崩壊をはじめとし、各方面への道路が大きく崩壊し寸断され、被災者の方々への救済が困難であったことは周知のとおりです。 本町での地震の影響について、先ほど福本議員への答弁でもありましたが、先日の産業建設常任委員会において、橋梁、道路、下水道などの被害状況を確認しました。 先般の地震での公共物、橋梁、道路、下水道、その他については、幸いにも被害がなかったようで、ほっとしている状況です。 筑前町地域防災計画の中にも、町民は一人ひとりが自らの身は、自らの身の安全は自ら守るとあり、様々な災害に対しての心構え、対処、方策が策定されています。 また、広報ちくぜん6月号においても特集が組まれ、町民の方々への防災意識への高揚がはかられたことはとても良いことだと思っています。 それでは、通告書に基づき質問いたします。 質問は、一問一答とのことで、順次質問いたします。 途中関連質問もありますが、よろしくお願いいたします。 まず、最初に、1、地震災害と道路行政について、お尋ねします。 (1) 本町の啓開道路、有事の場合の速やかな救援・物資輸送などに利用される道路のことでございます。この把握はされているか、また、その場所について、福岡県内における大規模災害時に道路ネットワークが各所で寸断された場合を想定し、いち早く救援、救護活動や人員、物資輸送が可能となるよう、災害対応拠点として九州地方整備局、自衛隊などの国の機関、県庁、警察本部などの県の機関、市町村役場、消防本部などですが、それらを繋ぐ道路を優先して啓開すべき道路として、予め選定されていると思います。本町を通る啓開道路はどれか、お尋ねをいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 議員ご質問のとおり、福岡県では大規模災害発生時において、道路ネットワークが各所で寸断された場合に、いち早く救援、救護活動や人員、物資輸送が可能となるように、国、県、政令市など県内8団体の道路管理者によりまして、大規模災害における福岡県道路対策協議会を設置し、予め啓開すべき、切り開くべき道路を啓開道路として選定してあります。 筑前町では国道386号線の朝日東交差点から久光橋までの区間、県道112号、福岡・日田線の久光橋から朝倉市との境までの区間、国道200号バイパスの区間となっております。以上でございます。
議 長	横山議員
横山議員	福岡県では資料のとおり、様々な場所に啓開道路があります。日常利用されている生活道路が有事の際の緊急道路となるわけです。 今の答弁で、本町の啓開道路の場所、経路は確認できましたが、有事の際にその機能は十分に果たさなければなりません。 特に本町では、警固断層南東部において地震が発生したときの被害は、最も甚大であると予測されています。また、活断層、ハザードマップにも記述がございますけども、福島地区、下高場地区に確認されており、町民にとって密接な問題と捉え、災害に強い町づくりが早急に必要と考えます。 そこで、現在進められている総合計画策定の中で、道路施策において災害に強い町づくりの方策は何かあるのか、また、今回の熊本大分地震を踏まえ、見直すべきもの

	があるのかお聞かせ願いたい。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 まず、筑前町内にあります啓開道路の機能の問題でございますが、啓開道路にあります主要な橋、筑紫大橋、夜須橋、久光橋の耐震につきまして、朝倉県土整備事務所に確認しましたところ、いずれも大規模な震災による落橋、倒壊の恐れはないという診断がされているようでございます。 続きまして、総合計画におきます災害に強い町づくりについてでございますが、基本計画におきまして、道路、交通網の整備の一施策として、人と環境にやさしい道路空間づくりの推進を掲げ、道路の整備と管理にあたっては、災害への対応やバリアフリー化、環境・景観の保全と創造などに配慮した、人と環境にやさしい道路づくりを進めますとしております。 合併後、南北線道路改良工事、篠隈・下高場線道路改良工事、篠隈地区都市再生整備事業など、安心・安全、防災の道路整備を行ってまいりました。 また、筑前町地域防災計画震災編の防災基盤の強化におきまして、土木防災施設、社会資本施設等の安全化において、町道の震災予防対策を掲げております。 平成２７年度までに道路の法面調査、橋梁の点検、補修工事、玉虫橋と篠隈橋でございます。を実施しております。 今後の総合計画におきます防災に強い町につきましては、来年度に基本構想の策定が予定されておりますので、その中で研究、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。
議 長	横山議員
横山議員	ソフト面、ハード面を含め、災害に強い町になるように願っています。 また、啓開道路、一般道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、地震、水害など災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っています。 特に、啓開道路については、速やかに道路の啓開を実現するため、耐震性の向上をはかるとともに、歩道を含め十分な道路幅員を確保する必要があると考えます。 国道の整備は町が直接担うものではありませんが、筑前町を東西に走る３８６号線、南北に走る２００号線については、その重要性に鑑み、また地方分権を踏まえ、町としての道路づくりを町民の方々に周知するとともに、道路を管理している福岡県に対し、その協力を強く要望すべきと考えます。 国道２００号線においては、４車線化工事と併せて歩道整備も進められ、大規模災害時に災害復旧の役割を果たすことができる道路になりつつあり、将来町の発展にも期待が持てると考えます。 一方国道３８６号線については、後ほど歩道整備の項目でもお話をいたしますが、家屋が連担し４車線化は困難であります。交差点改良、歩道整備、バス停確保、そしてユニバーサルな歩行空間の確保等については、ぜひ総合計画に位置付けし、近い将来、例えば１０年以内の実現を目指すべき目標を立案していただきたいと考えますが、町長は熊本大分地震を踏まえ、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 私が申し上げるまでもなく、国道３８６号線は本町の幹線軸でございます。そのバイパスとして山麓線ができましたし、またバイパス的機能として久光・西小田線が機能していると、そのような理解でございます。

	そして、200号バイパス、200号となりましたけれども、この路線については、ここ数年です、4車線化が整備される予定でございます。 併せまして、来月東京にも行きますけれども、久留米・筑紫野線につきましても、積極的な整備を要望しているところでもございます。 国道というのはやはり幹線道であることは間違いございませんで、386号、500号、それぞれに整備が必要だという認識であります。 と同時に、この整備にあたっては、本当に家屋が連担している等々もございまして、用地確保が極めて困難であります。そういった意味においては、篠隈地区等を中心に、非常に地域の方々も盛り上がり、具体的な行動を起こしていただいていると、そういったことと連携いたしまして、私の立場として県のほうに、あるいは国のほうに積極的に働きかけを起こしていきたいと、そのようにも考えております。以上でございます。
議 長	横山議員
横山議員	先ほども申し上げましたけれども、町は、筑前町地域防災計画を基本とし、災害に強い町づくりのプランを描くべきであり、可能な限り関係する機関に働きかけ、改善すべきと考えます。 それでは、次の質問でございます。 本町の避難所と町道の関係について。 本町ではハザードマップ及び筑前町地域防災計画によると、指定緊急避難場所9カ所、指定避難所10カ所があるが、これらに関連する道路拡張や歩道整備の要望件数は何件あるか。また、代表的な具体的要望事例と計画整備状況をお尋ねしたい。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 指定緊急避難場所及び指定避難所に直結した路線の要望はございませんが、総合計画、実施計画の平成28年度から32年度の事業計画に上げている箇所が31路線、ほかに40カ所ほどの道路拡張、歩道設置、舗装実施の要望が出ております。
議 長	横山議員
横山議員	質問が飛んだみたいですが、まだ総合計画が策定中であるというふうに聞いていますけれども、これらの要望をどのように反映するのか、現状での考えをお尋ねしたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 先ほど質問に全部答えていなかったようですので、追加でお答えいたします。 代表的な要望事例としましては、藪ノ内・蒲牟田線の道路整備、場所は篠隈団地から北のほうへ約280mのところでございます。 それから篠隈・安野・下高場・四三嶋線、やすらぎ荘入口交差点からいすや楓ホールまでの未改良区間の整備と歩道整備等が出ております。 藪ノ内・蒲牟田線につきましては、今年度社会資本整備交付金事業により整備を行う計画でございます。 その他の箇所につきましては、毎年作成いたします総合計画実施計画の中で緊急性を検討し、順次順位等を決めております。その際に避難場所や避難所との関係も重要になってくると考えております。以上でございます。
議 長	横山議員
横山議員	もちろん緊急性のあるものから対応していると思います。財政的に厳しい面はあると思いますが、これらの要望は総合計画に位置付けられ、必ず実現できるようにすべきと考えます。

	住民の方々の生活環境の向上に直接寄与するものであり、早期実現をお願いし、次の質問に移ります。 道路行政ではありませんが、避難所の関連質問をいたします。 先日の新聞にも掲載され、筑前町地域防災計画にも記載がございますが、本町では福祉避難所の設置はありますか。どこにありますか。また、町民への周知はされていますか、お尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 福祉避難所につきましては、コスモスプラザ敬老館とめくばーめくばり館、そして災害時応援協定を締結しています社会福祉法人障害者支援施設菊池園、この3カ所を指定しているところです。 なお、町民への周知につきましては、特に行っていないところでございます。
議 長	横山議員
横山議員	実は私自身も周知しておりませんでしたし、失礼ながら議員も含め、執行部の諸氏も知らない方も多いのではないのでしょうか。 福祉避難所は介護が必要な高齢者や障がい者、妊産婦など災害時に配慮が必要な人を受け入れる避難所だが、福岡県の調査では486カ所指定されているようです。うち24市町村が周知をしていないとのこと、本町も周知をしていないとのことですが、福岡県からの指導もあるようなので、指定緊急避難場所や指定避難所とともに町民の方々への周知が徹底されるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 これまで福祉避難所として周知していませんでしたのは、他の未周知自治体と同様、直接福祉施設に一般の方も含めた多くの方々が行かれますと、施設側の受け入れ態勢があり混乱を招くことから、まずは自主避難所で受け入れをいたしまして、町と施設が連携をとりながら、必要に応じましてご案内するようにしているためのものでございました。 しかしながら、県の指導もあっていますことから、町民に対しまして指定避難所と同様に周知することを考えております。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	分かりました。よろしく願いをいたします。 それでは、次の質問に移ります。 (3) 番、国道386号線歩道整備についてでございます。 平成26年に発足した国道386号線歩道整備促進期成会が、私を含め活動しております。国道386号線の歩道整備については、二地区、石櫃地区、そして三輪中学校への歩道について整備、また一部駐輪場も整備され、安全・安心の環境ができつつあるが、交通量が多く買い物や通学路にもなっている篠隈地区の夜須高原記念の森、やすらぎ荘入口交差点からコスモスプラザ入り口付近まで歩道整備の促進をはかるために、国道386号線歩道整備促進期成会で取り組んでいるところです。 すべての人たちが安心して利用できる歩道整備を目指し、お年寄りの買い物、子どもたちの登下校の際の安全性を確保するため、ぜひ実現したいと考えています。 併せて、冒頭の質問にもあったように、国道386号線の歩道整備は啓開道路として防災に寄与し、地域活性化に繋がり、町のポテンシャルを高めることになるとの効果を信じて、会員全員で取り組んでいます。 町長をはじめ町当局の今までの要望、成果や期成会の運動に呼応し、朝倉県土整備

	事務所では既に予備設計を実施され、本年度事業採択に向け取り組むとのことです。 そのため期成会においては、地元関係者の方々から同意をいただいている最中と聞いております。町当局での現状報告と今後の取組状況、方向性をお尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えします。 町といたしましても関係行政区及び期成会の強い要望を受けまして、町からも朝倉県土整備事務所に対して事業実施の要望進達をしております。 また、毎年実施をされます事業実施要望箇所調査におきましても、重点箇所位置付けているところでございます。 当初、両側への自転車、歩行者用の整備を要望しておりましたが、平成26、27年度に朝倉県土整備事務所の予備設計が行われまして、家屋の連担状況、整備費用などを検討された結果、南側への自転車、歩行者道の計画案が提示をされました。 朝倉県土整備事務所より福岡県県土整備部へ予算要望を出すためには、関係者の同意を添えた要望書を出していただきたいということございますので、現在期成会と町で連携しながら、事業着手の同意の依頼を行っております。現在、約半数程度の同意を得られた状況のようでございます。 今後は9月を目処に関係者の同意を得まして、県土整備事務所へ29年度事業着手の要望書を提出したいというふうに考えております。以上でございます。
議 長	横山議員
横山議員	期成会としても今年度の事業採択と測量及び実施設計予算確保を目指していますので、町においても自転車、歩行者道の整備に関し、事業採択という機会を逃すことなく、積極的に前向きに取り組んでいただきたいと思います。町長の決意をお願いいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 県が主管する事業でございます。県にどう働きかけるか、信頼関係をどう構築するか、また、県議会の議員ともですね、密接な連携が必要でありまして、まさに政治的な課題も多くございます。 そういったことは十分認識しておりますので、私は町長としてやれること、山麓線と同じようにですね、積極的に誠意をもって、熱意をもってあたるしかない、そのように考えているところでもございます。 また併せまして、386には他にもなかなか整備しなければならない点が何カ所もございます。そういったところも十分踏まえながら、要望活動を推進していきたいと思っております。知事にも直接この話はしておりますし、また、県土整備の部長にも話をしております。また、農政関係にもお願いしておりますし、何よりも県議会のうち出身の議員の連携を十分取りながら、県土整備事務所、県の本庁のほうに要望活動を推進していきたいと思っております。 様々にポイントを絞ってくれと先方からよく言われるんです。それで今までは山麓線重視でまずいくんだと、それでやってまいりました。そしてそれも一段落しましたし、ただ200号への繋ぎもありますので、それはまた筑紫野市としっかり連携をとってやっていきたい、そのようにポイント、ポイントを絞りながらやっていきたい。 また併せまして、三輪中がですね、今、工事がかかっております。あの工事の完工は急がなければならない。また、久光・西小田線ですね、あの「笑」のところの繋ぎ、これまた急がなければならないということでございますので、それぞれにお願いをしていきたい、そのように考えております。 それと基本構想と総合計画の関係でございますけれども、議員もご承知でございます

	けども、総合計画というのは基本構想、基本計画、実施計画、この3点がセットで総合計画という呼称でございます。 基本構想というのは、概ねその自治体が10年を見通して実施できるものを記述すると、文章記述というのが一般的でございます。そして基本計画については、実際その町が実施できるものについて記述するというのが、一般的な総合計画策定の手法でございます。 したがって、基本構想で、例えば道路386号線沿線の整備を促進すると、促進を要請すると、そういった表現にとどめざるを得ないと。直接具体的な整備手法、整備主体ではございませんので、そういった方向性で説明をしていきたいと、そのように考えております。 したがって、本町に通ります、これは農業問題も同じでございますけれども、かなり国、県の直轄事業が多ございます。そういったところにしっかり要望していきたいと、そのように考えております。以上でございます。
議 長	横山議員
横山議員	今、町長の熱い決意を聞き安心をいたしました。 長々と話をいたしました、期成会メンバーも熱い思いを持って行動しております。道路行政の質問を終わります、次の質問をいたします。 2番、各行政区のごみ集積場の整備促進についてでございますけども、私の予定配分の時間を過ぎておりますので、申し訳ございませんけども、(1)は次の機会にしたいと思います。 それでは(2)、各行政区から集積場所整備に関する補助金交付の要望書が出ています。現在まで、今年度の要望件数と対応できた件数、金額と未対応の件数をお尋ねします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 町では鳥獣等の被害により、可燃ごみの散乱防止のため、共同でごみ集積所を設置する場合の補助金制度を設けております。毎年4月の区長会で当補助金制度を説明し、申請を随時受け付けています。 これまでの実績でございますが、平成25年度が1件の5万円、26年度申請ございませんでした。27年度は3件の7万円です。今年度につきましては、現在4件の15万7,000円の申請があります。2件の5万7,000円は対応できますが、あと2件の10万円が予算オーバーのため未対応というふうになっております。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	先般月曜日登庁の際、集積された生ごみの鳥獣による散乱を確認いたしました。これからの季節、衛生上の問題、異臭、何よりも景観を損ねる状況だと思われます。集積場所の確保、できればフェンス囲いがいいんですが、設置場所の問題もございます。それは各行政区にお願いをするとして、鳥獣による散乱被害は、何よりも町民の方々が今困っている状況です。 現状で未対応が2カ所とのこと、今後も要望はあると思います。1カ所当たりの補助金が最高で5万円だと認識をしておりますが、不足分が全部で10万円と、身近な集積場所整備に関する補助金交付を希望行政区、グループに対して、28年度予算のやり繰りでどうしても都合がつかなければ、補正予算対応にて早急をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。

	可燃ごみの散乱防止につきましては、収集されるまでの間の管理を住民の皆様にご協力をいただいているところでございます。 これまでこの補助金制度については、予算の範囲内で対応できていましたが、先ほど申し上げましたとおり、今年度はこの時期で既に予算オーバーとなっております。今後も新たな申請区が予想されることもあり、町の環境保全のため、予算について財政課と協議しながら対処したいというふうに考えております。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	先ほども申し上げましたけれども、衛生上の問題、異臭、景観を損ねる状況なので、早急かつ前向きな対応をお願いしたいと思います。 それでは、次の質問、3番、過去の私の質問、答弁のその後の状況について、お尋ねをいたします。 (1) 番、総合支所の利用について、具体的方策はできたのかについて。 過去他の議員も何度も質問されているが、利用計画の概要が見えてきません。町長は過去何度も三輪地区の1丁目1番地の好立地にある建物と答弁されているが、現在どのようになっているのか、お尋ねをいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 総合支所につきましては、具体的な方策というのはまだできておりません。 ご存じのとおり、平成26年の2月に答申が出ております。あの中では、利用計画がなければ解体ということで出ております。その折、そのとき私は財政課長になったんですが、その折、いわゆる1個のことを考えてやってもですね、全体的なものを把握しないとできないという結論でございます。その中で平成26年の4月に公共施設の総合計画をなさという国の要請がございました。これに乗りまして、そのとき申し上げておりました平成27年度に公共施設等管理計画を策定しております。 これができ上がっております。この計画はですね、人口減少と厳しい財政状況が想定される中、公共施設等の現状と課題の把握、それから長期的な視点を持って公共施設の適正な整備、更新、長寿命化を計画的に行うことにより、将来の財政負担を軽減し、平準化をはかることを目的としております。 この中で、地域ごとの人口動態に応じた施設の整備、それから施設の複合化、集約化の対策を検討し、具体的な実施計画を立案して、適正な管理を図っていく予定でございます。今、管理、その実態、現状が把握ができたところでございます。時間がまだかかるとは思いますが、着実に進めていきたいと考えております。
議 長	横山議員
横山議員	今、答弁がありましたように、26年の2月に総合支所のあり方について答申が出されております。その後検討をさらに深めなければならないとの答弁がございまして、平成27年3月議会で、私は、例えば現在の総合支所を一部の行政機能を残して、歴史資料館並びに民俗資料館に改装することも提案をいたしました。現状の2階の事務室跡や元の議場内部がどんな状況なのか、把握されてますか。 他にも総合支所の取り扱いについては、平成26年度6月議会での石丸議員の質問、平成27年度6月議会での私の質問に対して、町としても庁内プロジェクトを設置し、公共施設等の総合計画の策定に取り組むように検討協議していると、今おっしゃいましたけれども、そういうふうに回答されておりますけれども、どのような検討協議がなされているのか。それから、公共施設総合管理計画という言葉がございましたけれども、その中で総合支所のあり方というのは、どのように扱われているのか、お尋ねをいたします。
議 長	財政課長

財政課長	現在総合支所につきましては、住民課それから上下水道課が入っております。1階ですね。2階につきましては会議室があります。会議室の中にはですね、文化財の資料が入っております。議場につきましては、いろんな書類が積み重なっております。もう荒れておるといような状況でございます。そういうのが現状でございます。 当然、計画の中で考えておるのは、基本的には答申をいただいておりますので、計画がなければ、そして築40年以上経っております。耐震の検査は受けております。耐震については、特に問題がないというような答えは出ておりますが、古いものでございますので、どこまで持つのか分かりません。 ただ、今からあの施設をいわゆる改装して、どこかに貸して使うとか、今のある行政機能を、どこかにそのためには移さないかんということになります。そういうことから考えていかないけないということです。 ですから、今ある行政機能が、上下水道課それから住民課ですね、あれを移すこと、移す場所を今度は考えないかんといようなことですから、そこら辺から含めて計画をしていかないかと、現状として計画を作っております。その中でも古い建物で言えば一番古いの入っておりますので、基本的には危ないとは申しませんが、そこ辺は厳しいものがあるかなというふうには考えております。 あそこを改修して何かすると非常にお金がかかります。合併当初空調設備が壊れましたので、そのときもしておりますが、そういうのがたくさんあります。 だから、今、その状況を見ながらですね、皆さん我慢して使っていただくような状況がありますので、基本的にはそれを含めて計画をしていきたいと、早急には考えております。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	分かりました。 好立地にある建物でございます。有効に活用できることを望みます。 それでは、次の質問に入ります。 (2) 荒廃農地の現状とその後の対策は、状況は改善されているのかにつきまして。 まず、初めに荒廃農地の現状、平成26年から平成27年にかけてどのように変化をしているのか、確認をいたしますと、平成27年6月議会において、農地面積は2,563.56haで、そのうち遊休農地としてA分類、1.8ha、B分類18.9ha、合計20.7ha、全農地に対して0.81%が利用できていないということでした。 平成26年を基準とし、平成27年度から本年度にかけて、その状況はどう変化をしているのか、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 平成26年度の荒廃農地の実態につきましては、先ほど議員が述べられたとおりでございます。 また、お尋ねの27年度の荒廃農地の実態調査の結果といたしましては、農地面積2,562.41ha、27年の12月現在でございます。 そのうちA分類、いわゆる再生可能な農地と捉えております。 その面積が3.3ha、B分類、再生利用が困難と見込まれる農地として19.9ha、合計23.2haを確認しておるところでございます。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	今のお答えですと、A分類、B分類合わせて20.7haから23.2haに増えていると。2.5haの遊休農地が増えているわけです。 高齢化に伴う後継者不足など、行政側、農業委員会がこの現実を即座に解決できる

	ことではないでしょうが、所有者に対して確認、意向調査はされていますか。また、今後の対策について、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 所有者に対する確認調査につきましては、平成26年度調査分のA分類、いわゆる再生可能な農地のうち利用権設定、貸し借りの手続きですね、がされていない10名、12筆について、平成27年10月に利用意向調査を行い、うち5名、6筆分から回答があり、すべて自ら耕作あるいは管理を行うという旨の回答でございました。 これにつきましては、27年度の現地調査において現地を確認したところでございます。 また、平成27年度調査分につきましては、平成28年5月から19名、28筆の方々に現在調査中であり、現時点において4名、5筆分の回答があり、これもすべて自ら耕作あるいは管理を行う旨の回答でございまして、その内容につきましては、本年夏に行う現地調査で確認をする予定でございます。 また、荒廃農地の多い場所は、櫛木、三箇山地区など、いわゆる耕作条件不利地域のため、議員が述べられましたように、鳥獣害被害も多く、高齢化あるいは後継者不足など、いわゆる借り手も見つからないような状態で、対策に苦慮しておるような状態でございます。 今後特に、平坦部の農地におきましては、遊休農地の早期発見を心掛け、地元農業委員さんたちのお力をお借りしながら、貸し借りの斡旋を早急に進め、遊休農地の発生を防ぐとともに、中山間地域につきましては、鳥獣害被害の少ない作物や高原野菜などの推進、あるいは法律的にちょっと非常に厳しいものはございますけれども、椎茸原木であるクヌギ等の植林による非農地への変更手続きなども視野に入れながら検討していきたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	先ほども申し上げましたが、この現実を即座に解決できることではないでしょうが、遊休地が増加しないように、農地バンクの推進、担い手の模索など検討を進めていただきたいと思います。 それでは、最後の質問になります。 空家問題の現状把握はできたのか。また、その後対策はできているのか、お尋ねをいたします。 この問題も過去他の議員も何度も質問をされております。私は平成27年6月議会では空家対策について、質問をいたしました。 周辺に危険や迷惑を及ぼす空家に対しては、平成27年5月26日から空家対策特別措置法が全面施行となり、立ち入り調査や情報利用など、市町村長に強力な権限が与えられるようになり、本町での取り組みをお尋ねをいたしました。 答弁の中で、福岡県の空家対策連絡協議会が平成27年度に立ち上がり、福岡県の統一基準を作成しているということでした。 本町も県と歩調を合わせて取り組むとのことでしたが、現状はどうなっていますか、現状把握はできていますか、お尋ねをいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 空家の現状把握は、去年のですね、その6月の質問以降については、現状把握はまだですけども、調査へ向けた業務を現在進行中でございます。 先ほど議員がおっしゃったようにですね、福岡県と県内市町村から構成される空家対策連絡協議会が設置されまして、県と市町村合同で統一的な実態調査の方法の検

	討、データベースモデルの構築、特定空家等の判断基準の作成、空家等対策計画のひな形の作成が取り組まれてきました。このことを受けまして本町では28年度、本年度に空家等の実態調査と空家等対策計画を策定することで、現在進めております。 先月までにプロポーザルによりまして委託業者を選定し、契約をしたところでございます。また、今月7日に行われました区長会におきまして、空家の実態調査についての協力を求めたところでございます。 今後のスケジュールとしては、7月初旬から8月末までの予定で、委託先の調査員が空家と思われる家屋について、外観目視調査及び表札の有無や郵便受けの状況、電線の引き込み確認などを行う予定としております。1月末までに調査の分析を終える予定です。 また、この調査分析作業と並行して、空家等対策計画の策定を進め、年度末までに策定を行う予定としております。以上です。
議 長	横山議員
横山議員	1月末までに調査報告ができてくるというところでございます。 そのうちでも、例えば廃墟同然で小規模地震でも倒壊の恐れのある建物、著しく景観を損ねる空家の行政代執行について、九州地区では今春、長崎県新上五島町に続き、大分県別府市でも略式代執行による特定空家の解体が行われたそうですが、本町で該当家屋があった場合、強制執行できる体制にありますか。その考えはあるのか、お尋ねをいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 現在、行政代執行をすぐにやろうというですね、そこまでのまだ判断には至っておりません。行政代執行を行うためにはですね、それなりの手続きが段階的に必要ですので、まだそこまでの調査、それから相手の意向とかですね、その所有者とかを探したり、あるいはいろいろな命令を出したりですね、する手続きがずっとありますので、そこまでまだいっておる物件はございませんので、現在、すぐに代執行するというような物件はございません。
議 長	横山議員
横山議員	確かに強制執行には、家屋の持ち主の調査把握、意識調査、それから解体費用をだれが負担するのか、等々の諸問題がございます。 今回の私の質問は、周辺に危険や迷惑を及ぼす空家に対してお話をいたしました。利用可能な空家については、筑前町総合戦略、ハッピープランのポリシー4、田園回帰のための環境整備、空家の有効活用モデルの構築として策定をされています。 先日の新聞にも掲載されましたが、地方自治体が個別に運営する空家バンク情報を国土交通省が全国の情報を一元化するというところでございます。本町でもそれに則り対策を立てていただきたいと思います。 以上、諸問題はたくさんあると思います。防災対策、環境対策、今やらなければならない問題と捉え、執行部、議員が一丸となって、町民の方々にとって、なお一層住みよい、安全・安心な筑前町になるように願ひまして、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて3番 横山善美議員までの一般質問を終結します。
散 会	
議 長	本日は、これにて散会します。 どうもお疲れでございました。

(15:36)